

平成30年3月定例会

政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	平成30年3月6日(火)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	平成30年3月6日(火) 午前 8時59分
散 会 日 時	平成30年3月6日(火) 午後 4時10分
委 員 長	金子 雄一
副 委 員 長	永沼 博昭
委 員	中野 昭 竹田 悦子 坂本 晃 野本 恵司 矢島 洋文
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 2 2 号	鴻巣市個人情報保護条例及び鴻巣市情報公開条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 4 5 号	平成 2 9 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 7 号）のうち本委員会に付託された部分	原案 可決
第 5 0 号	平成 3 0 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案 可決
議 請 第 1 号	「憲法第九条の改憲に関し、慎重審議を求める意見書」の提出を求める請願	不採択

委員会執行部出席者

(秘書室)

秘書室長 武井 利男

秘書室参事兼秘書課長
佐々木紀演

地域活性化特命チーム参与
中島 章男

地域活性化特命チーム課長
高坂 清

(企画部)

企画部長兼川里支所長
望月 栄

企画部副部長 榎本 智
企画部参事兼総合政策課長

齊藤 隆志
財政課長 小林 宣也

情報システム課長兼社会保障・
税番号制度導入プロジェクト課長

野口 高志
危機管理課長 田島 盛明

(総務部)

総務部長 福田 芳智

総務部副部長兼総務課長
清水 洋

総務部参事兼職員課長
山崎 勝利

契約検査課長 堀越 延年

自治文化課長 藤崎 秀也

自治文化課副参事 沼上 勝

吹上支所長 吉田 憲司

会計管理者 宮澤 芳之

会計課副参事 高子 英江

監査委員事務局長 田口 義久

書記 小野田直人

書記 中島 達也

(開会 午前 8 時 5 9 分)

(委員長) ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。竹田悦子委員と野本恵司委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第22号 鴻巣市個人情報保護条例及び鴻巣市情報公開条例の一部を改正する条例、議案第45号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第7号)のうち本委員会に付託された部分、議案第50号 平成30年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分、議請第1号 「憲法第九条の改憲に関し、慎重審議を求める意見書」の提出を求める請願の議案3件及び請願1件であります。これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。議案先例のナンバー46-6、常任委員会の審査の方法は議案、予算、請願の順序で審査するのが例であるということから、初めに議案について議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。なお、議案第50号の一般会計予算については、歳入と歳出は別々に執行部から説明を受けた後質疑を行い、その後討論、採決の方法で進めたいと思います。また、質疑については質疑する内容についてよく整理をしていただき、議案第45号及び議案第50号については予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。その後休憩して、議請第1号に直接に関係のない執行部の退席の後再開し、議請第1号について紹介議員からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。委員の皆様、円滑な議事の進行についてご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

この方法でご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第22号 鴻巣市個人情報保護条例及び鴻巣市情報公開条例

の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(総務部副部長兼総務課長)おはようございます。それでは、議案第22号鴻巣市個人情報保護条例及び鴻巣市情報公開条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

これは、国の行政機関等の個人情報の取り扱いを定めた行政機関の保有に関する個人情報の保護に関する法律、いわゆる行政機関個人情報保護法が改正され、指紋データやDNAなど身体的特徴から特定の個人を識別できるものや、基礎年金番号や旅券番号などのように役務の利用や発行を受けるものごとに異なるものとなるよう記載された符号が新たに個人識別符号として個人情報に該当することが明確化されました。また、センシティブ情報、機微情報として慎重に取り扱うべき情報として人種、信条等については要配慮個人情報として本人に不当な差別や偏見が生じさせないよう、その取り扱いに注意を要する個人情報とする規定が追加されました。これを受けて、総務省では法律の改正を踏まえ、地方公共団体が個人情報保護条例の改正を行う場合の論点を抽出、整理するための検討会を設置し、その検討会の報告を踏まえて地方公共団体に対して個人情報保護条例の見直し等についてという通知を発出いたしました。この通知の中で、個人情報の見直しに当たっては行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取り扱いなどについて留意することが求められるとされていたことから、今回条例改正の議案を提出させていただいたものでございます。

以上でございます。ご審議いただきますようお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(矢島) 難しくてわからないのですが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、これの第2条の第3項、具体的にどういものがここでは個人情報として規定をされているのか、わかりやすく説明をしていただきたいのですが。

(総務部副部長兼総務課長) 今回行政機関の個人情報保護法では、個人識別符号というものが規定されました。個人識別符号には大きく分けて

2つございます。1つは、DNA、顔、手のひらや首、指の静脈、指紋などの身体的特徴など、当該情報単体から個人を識別できるもの、もう一つは先ほど簡単にご説明申し上げましたけれども、対象者ごとに発行を受ける物事に異なるものとなるよう記載された旅券番号、基礎年金番号、免許証の番号、こういったものが個人識別符号ということで規定されております。

以上です。

(矢島) 本市ではDNAとか指紋とか、そういう情報というのは持ち合わせているのでしょうか。

(総務部副部長兼総務課長) 情報システム課のほうで情報のセキュリティーの面から電算室等に入る場合に指紋の認証を使って出入りできるようになっております。それと、あと基幹系のシステムでこれを使う場合に、認証する場合に手のひらの静脈を認証として使っております。

(矢島) では、そのデータというのは市民の情報というよりも職員の情報ということでしょうか。

(総務部副部長兼総務課長) 市のほうで保管しているそういう身体的照合というところがございますと、市民の方ではなくて市の職員の情報ということになります。

(矢島) 最終確認です。市民の指紋ですとかDNAとかという情報は一切今後においても情報収集はできないし、しない、持たないということでしょうか。

(総務部副部長兼総務課長) 今現在は保有しておりませんが、今後法律改正とか、場合によっては事務の中で必要となる場合もあるかと思いますので、それについては今後絶対ということではないかと思えます。

(矢島) 私は今後あるかないかと聞いたので、予防線というか、含みを持っての答弁、それとも感触としてはほとんどあり得ない、どちらでしょうか。

(総務部副部長兼総務課長) 予防ということではないのですけれども、今後事務の取り扱いがどうなるかと、法律によって場合によっては、例えばDNAとか指紋とか、そういった市民の方というのは通常警察とか

そういうところで保有しているのかと思うのですけれども、事務の取り扱いで例えば市の機関で持つような場合も法律改正とかあればなる可能性もあるかということでそういう発言をさせていただきました。

(矢島) では次に、同じく4項の要配慮個人情報について、これもなかなか難解なものですから、わかりやすくかみ砕いて説明をいただきたいのですけれども。

(総務部副部長兼総務課長) 要配慮個人情報ということですが、これにつきましてもなかなか難しいところがございますけれども、例えば個人の障がいの状況ですとか、そういったものにつきましては通常他人には当然知られたくない、そういうものはきちんと情報管理していなければいけないということで、そういったものが要配慮個人情報ということで新たに規定されたものでございます。

(矢島) 済みません、しつこいようで。新たには、例えばどういう項目だったのでしょうか。

(総務部副部長兼総務課長) 例えば法律では人種、信条、社会的身分、病歴、前科、犯罪被害者情報、このほか身体障がいですとか知的障がい、精神障がい等の有無、健康診断の結果、そういったものが要配慮個人情報ということで規定されております。

(矢島) それは、全て新たに規定になったのでしょうか。違うような気がするのですが。

(総務部副部長兼総務課長) 失礼しました。行政機関個人情報保護法では、新たに規定されておりましたけれども、本市におきましては既に条例の第6条第3項で同様の規定を設けてございます。

(竹田) 難しいので、人の話を理解するのに時間がかかっておりまして、質問するのですけれども、先ほどの個人情報保護条例の第6条の2項と3項のところをただし書きがありますよね。ただし書きのところには、実施機関は次に掲げる個人情報を保有してはならないということで、先ほど思想、信条、宗教に関する個人情報と犯罪に関する個人情報、社会的差別の原因となる事実に関する個人情報ということと、ただし法令上または条例に定めがあるとき、その他公正な行政を執行するために必要

とし、かつその権限の範囲で行うときはこの限りではないということで、(4)のところに鴻巣市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聞いて、個人の権利利益を侵害するおそれがあると実施機関が認めた個人の情報ということでただし書きがあって、個人情報保護審査会の中で必要と認めた事例がこの間あったのかまずお聞きをします。

(総務部副部長兼総務課長) 審議会の意見を聞いたという個人情報はないと認識しています。

(竹田) 個人情報との関係で、マイナンバーとの関係で今後いろいろ出てくると思うのですけれども、先ほど健康に関する情報とか、それからいろいろ犯罪歴とかそういうものもあるのですけれども、健康に関する情報というのは今私どもが特定健診を受けると市では個人の情報として、例えば竹田は肥満だと、それは情報であえてやらなくてもわかることなのですけれども、例えば血圧が高いと、血糖値が高いとか、いろいろな情報というのを市は持っているわけですね。今後マイナンバーに一本化されていく可能性がある。それは、最終的には金融機関とも連結する、いわゆる納税の情報も市は持っているわけですね。そういう個人の情報も含めて、マイナンバーに一本化されていくときにとりわけ配慮しなければならないと思うのですが、そこら辺については個人情報保護との関係ではどうなのかなと心配されるものですから、どのようにこれは、要配慮のところとの関係では出てくるのかなというふうにちょっと思うものですから、あえてお聞きをしておきます。

(総務部副部長兼総務課長) マイナンバーで使う情報につきましては、法律等の改正というか、それに基づいて行われると思いますので、現段階で健康診断の情報がマイナンバーとリンクというか、接続して使うということはないと考えております。

(竹田) それとあわせて、例えば税の情報は市が必ずマイナンバーを書いてねと、今申告の時期ですけれども、市県民税の申告をしているときにマイナンバーカード、マイナンバーを記載しなさいということでやっていますよね。それらも含めたときに、それが最終的に税務署にも行くわけですし、あと金融機関との各事業所にもマイナンバー、個人住民税

は幾らですので、会社のほうで特別徴収してくださいということでマイナンバーを記載した自治体としない自治体があって、鴻巣の場合はたまたま記載しなかったということで、個々の情報が事業所にまで通知されなかったのですけれども、それらも含めたときにマイナンバーの記載については、いわゆる個人の所得にかかわる部分ですから、事業所にも連携しないということって非常に大事だと思うのですが、どうなのでしょう。個人情報との関係で。言っていることわかりますか。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前9時17分)



(開議 午前9時25分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(竹田) 個人情報の保有の制限等という中で、個人情報に関するいろいろな情報は市が行政機関として持っていると思うのですけれども、例えば税の情報、それといわゆるマイナンバーを付しているいろいろ確定申告をするようになってきましたけれども、それとの関係でどのように個人情報の保有の制限等との関係で個人情報が保護されてくるのか。マイナンバーとの関係でちょっとお尋ねをしておきます。

(総務部副部長兼総務課長) マイナンバーにつきましては、今現在も適正に管理しておりますし、今後も法律等にのっとって適正に管理してまいります。

(竹田) もちろんそのとおりで、適正に法律に基づいて保護していただくのは当たり前なのですけれども、税の情報とか個人の情報とか、いろいろな部分で今後マイナンバー制度の中には一層網羅されてくるというふうに思うのです。そういう点では、前100%ということはないというふうに企画部長さんがマイナンバー制度導入に当たって言われていましたので、そういう点ではマイナンバー制度に伴う個人情報がどんどん網羅されてくる中では、適切に管理していただきたいというふうに要望しますが、その点はどうでしょうか。

(総務部副部長兼総務課長) マイナンバー等につきましては、情報シス

テム課と総務課のほうで毎年全職員を対象に情報セキュリティー研修というのを行っております。また、個人情報につきましても毎年年度当初に文書主任会議等を開催して、その中で適正な管理について周知徹底してまいりたいと思います。

（竹田）基本的には個人情報ですし、いろいろな部分では大事に保護されなければならないと思うのですけれども、万が一って万が一だから1万分の1、万が一情報が漏れたとか、個人の利益を損なった場合の罰則規定とかというのはあるのでしょうか。

（総務部副部長兼総務課長）個人情報保護条例とか国の行政機関個人情報保護法におきましても職員等が故意に情報を漏えいしたとか、そういったものにつきましては罰則の規定があります。

（竹田）内容はどのような内容なのでしょうか。

（総務部副部長兼総務課長）例えば行政機関個人情報保護法ですと、行政機関の職員もしくは職員であった者などが、業務に従事していた者が正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときは、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する、そういった規定がございます。

（竹田）わかりました。あと、要配慮個人情報というのであったのですけれども、要配慮個人情報で例外的に本人の同意を得なくても要配慮個人情報を取得できる例というのはあるのでしょうか。

（総務部副部長兼総務課長）これにつきましては、現在の市の条例でもなっておりますけれども、法令とか条例に定めがある場合です。その他公正な行政を執行するために必要とし、権限の範囲内で行う場合はできるとなっております。

（竹田）例えば救急車で搬送された場合、本人の生命、財産にかかわる部分では本人の意思が確認できないまま救急車で搬送される例もあったりとか、例えば災害で大きな被害を受けて、そこに住んでいる人は誰かとか、いろいろな部分の個人情報を収集しなければならないと、そういう場合も要配慮個人情報の中には入ってくるのでしょうか。法令の定めとか、法律の定めるとか、いわゆる緊急事態の場合というのは出てくる

のでしょうか。

（総務部副部長兼総務課長）人の生命を救うためには、要配慮個人情報というのも保護も大切でしょうけれども、それ以上に人の生命が大切だと思いますので、そういった場合は収集することは当然可能であると考えています。

（竹田）最後、個人情報保護審査会というのが年に……

（審議会の声あり）

（竹田）保護委員会が開かれるというふうに思うのですが、主な議題とか来年度の予算の中でも開かれるということを予算計上もされていますが、個人情報保護審査委員会の中では年何回開かれていて、内容というのはどんなものがあるのか、最後お尋ねします。

（総務部副部長兼総務課長）個人情報公開につきましては、審議会というものと審査会というものがございます。審議会につきましては、例えば市のシステムとほかのシステムが電算結合する場合とか、そういった場合には審議会の意見を聞いて検討してくださいという規定がございます。実際の開催状況でございますけれども、審議会につきましては直近ですと平成28年度に電子計算システムの結合ということで、コンビニ交付のサービスの導入等について審議会に諮った例がございます。審査会のほうにつきましては、情報公開条例等請求した場合に非公開であるとか、あるいは部分公開であるといった場合に、そういう処分に対して不服がある場合は審査請求というか、することができますので、そういったときに開催することになっております。審査会につきましては、情報公開制度、個人情報保護制度を制定してから今まで5回開催した例がございます。

（竹田）最後、個人情報保護条例との関係で鴻巣市情報公開条例も文言の整理ということで条例改正がされるわけですが、鴻巣市情報公開条例そのものが第1条に地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、市政情報の公開を請求する権利を定めること等により、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようするとともに、市政への市民参加及び市が保有する情報の公開の促進を図り、もって市民の市政に対す

る理解と信頼を深め、公正で開かれた市政の一層の推進に資することを目的とするということを、非常に情報公開条例も積極的な中身で書かれているわけですが、この条例に基づいて、個人は個人としての情報を保護するということは大事ですけれども、市はこの条例に基づいて積極的に情報公開、第1条に基づいた情報公開をしているというふうに、私にはちょっとそのようには受けとめないのですけれども、例えばいわゆる政策過程での情報については黒塗りであったりとか、市民に誤解を与えるからということで政策過程の部分は情報を開示していませんよね。それとあわせて審議会、いろいろな先日開かれた公共交通等の審議会とかいう場合でも審議委員の人には情報を提供するけれども、傍聴者には資料を回収するということが行われていますが、第1条から見ると市が保有する情報の公開の促進を図り、もって市民の市政に対する理解と信頼を高め、公正で開かれた市政の一層の推進を図ることと、市政への市民参加を促すということを書かれているわけです。そういう点では、政策過程であったとしても市民参加の市政にする点では情報を開示すべきではないかということと、一層理解をしていく上では審議会を傍聴した人に対しても会議資料はきちっと渡すべきではないかというふうに思いますが、その点情報公開条例との関係でどうでしょうか。

（総務部副部長兼総務課長）まず、1点目の審議、検討情報の公開等についてということですが、これにつきましては情報公開条例の中に未成熟な情報を公開した場合に市民の方に誤解や混乱を生じさせるおそれ、そういった場合は非公開とすることができるとなっておりますので、その規定に基づいて各所管課で判断しているものと考えております。

また、審議会等の資料につきましてはですが、これにつきましては例えば審議会を開催した後、会議の内容等を含めて資料も情報コーナーとかに置くということもございまして、そのとき会議に出席された方については無料で、あとの場合は有料で配付するという、有料ではなくては取得することはできないと、そういった課題もありますので、現段階では回収しているものと考えております。

(竹田) ちょっと後者の場合、例えば審議委員は審議の資料ですから当然必要なのですけれども、傍聴者にはそういう点でいうと有料でこれをお下さいといった場合、後でホームページで確かにオープンされる例があります。そういう場合、例えばその場で欲しいと言ったら有料でコピー代を払えばもらえるというふうに解釈していいのかどうか確認をします。

(ちょっと休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前 9 時 4 0 分)



(開議 午前 9 時 4 3 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(総務部副部長兼総務課長) 審議会等の会議の内容によっても、資料が全部出ますと市民に不安を与えるという場合もありますので、その内容によってその場で出せるとか戻すとか、そういった判断が必要になってくるかと。実際ほかの審議会でも委員の皆様にご覧いただき、会議資料として渡しましたが、最終的には事務局に引き上げていただき、そういう状況もごさいますし、近隣の状況を踏まえて考えていきたいと思っております。

(竹田) 近隣の状況とか混乱させないというのはすごく大事だと思うのですけれども、例えば一番最初に私言ったのは行政の市民に対する説明責任とあわせて、市政への市民参加を促すということを言っているわけ。それと裏腹に政策過程の部分では混乱を招くというふうに書いていますけれども、でもあくまでこれは政策過程の資料ですと言って市民に渡せば何ら市民は混乱しないと思っております。市政への市民参加を促すというのは、政策過程が一番大事なわけで、結果論を市民に、もちろんこうなりました、情報提供することが大事ですけれども、市民参加というのは政策をつくっていく段階で市民の皆さんの声をどれだけ反映していくかというのが、私は市民が主人公の市政につながっていくと思っております。そういう点からいうと、あくまでこれは政策過程ですと、段階ですがどうでしょうかという情報開示の仕方のほうが私はよっぽど市民の目線に立つ

て市政に対する理解や信頼というのは高まっていくというふうに思うのです。だから、そういう点からいうとあえてちょっとしつこく聞いていますけれども、ほかの市で情報開示しているところもあるということは、いわゆる市政の市民へ向き合う姿勢の違いなのかなというふうに思うものですから、あえてしつこく質問しています。どうでしょうか。今後ご検討いただけるかご確認します。

（総務部副部長兼総務課長）まず、市民の参加というところでは附属機関等の会議につきましては、ホームページ等で開催状況をしてございます。また、先ほど望月部長も申しましたけれども、会議の内容によっては会議の審議中の資料ですとは言っても、資料だけではなくて人から人へ伝わっていく中でいろいろ考えが入ってくる場合もあると思いますので、そういった場合は市民の間に混乱を生じるようなおそれもあるかと思えます。それと、あと資料の公開につきまして、近隣のほうに状況を聞きましたら、制度として公開しているというのではないというふうに伺っております。それぞれの審議会のほうで判断してということ聞いております……。

以上です。

（中野）聞きたいのですけれども、鴻巣市議会定例会の議案資料をずっと見ているのですが、この中で第6条並びにその前のページで先ほど質問あった要配慮個人情報という点で幾つか総務の副部長が答弁あったですよ。この中で、例えば僕がよくわからないのは、国民健康保険加入者であれば当然どんな病気をしたとか、そういうのは全部つかめるのです。それから、国保の場合は特定健診なんかやっていると、私もそうだけれども、ちょっと腹周りが男子が85センチを超えているとか、そういうのは当然市としてつかめる情報。ところが、今言ったように社会保険なんかに入っている人の情報なんかレセプトが来るわけでないし、市に、そういうときに個人情報はどこからそんなものをとるのか。例えばこの次のページに思想、信条及び宗教、こういうものについては市は保有してはならないと言っておきながら、その次に法令または条例、これはいいです。その他公正な行政を執行するって、公正な行政を執行するとい

うために持っていない情報をどうやって調査権限があるのですか。思想、信条や、あるいは宗教、それから犯罪についてはこれだって本来市が持っているはずがないのです。過去の犯罪歴なんていうのは。そういうものをその他公正な行政を執行するために必要とし、かつその権限の範囲内、これは具体的にどういうことを指すのか。それだけの市として調査権があると私は思えないのです。これはどういうことなのか、そこだけちょっとお聞きしたいのですが。

（総務部副部長兼総務課長）公正な行政を執行するためにというところでございますけれども、市民の健康、安全、福祉の向上など、公正な行政の執行に必要とするということで、実際は例えば市民からの相談ですとか陳情ですとか意見とか、そういった中で相談者の意思により提供されるものとか、あと犯罪情報等につきましては例えば選挙管理委員会ですとか公民権の停止等がございまして、そういう停止になった場合は選挙管理委員会のほうに通知がございまして、ほかに例えば投票立ち会いの所属政党につきまして、これにつきましても公職選挙法のほうで規定がございまして、立ち会いには2人以上同じ政党の方が一緒になってはならないというような規定もございまして、そういったところでは、要配慮個人情報等を保有してございます。

（中野）それは、今の副部長の答弁は特定の人です。選挙管理委員会をやっているとか、あるいは私なんかいえば政党を名乗っている以上、それは当然つかんでいる情報です。しかし、12万弱の市民の多くの人たちの情報でこんなの持ち得ない情報、市が持ち得ない情報、それまでここに書いてあるように必要あらばそういうものをその他公正な行政を執行するために必要とした場合、その権限の範囲内で行うことはこの限りではないというこのくんだり、必要だと思ったときに個人の多くの市民が市が持ち得ない情報をどうやって調べるのか、そこを聞きたいわけ。今言った選挙管理委員会だとか、そういう特定やっている人はみんな持っています、市は持っています、情報を。病歴だって国民健康保険の人は持っている。持っていない情報だってあるのです、市は多く。ましてやここに書いてあるように、思想、信条だとか、それから犯罪に関するとか。

それをこの限りではないというこのくだりは、何をもってその情報を市は調査するのですかと。どういう方法で調査するのですかということをお聞きしたい。

(総務部副部長兼総務課長) 例として、障がいの状況ということですが。重度心身障害者医療の支給条例がありますので、そういった場合は市民の方から申請いただいて、その中でそういう身体の状態ですとか、あるいは例えばひとり親家庭の医療費の支給につきましても不幸にして両親が別れたとか、そういった情報を申請に基づいて収集してございます。

(中野) 持ち得ない情報をどうやって調べたと言っているのだ。思想、信条を含めた。持ち得ない情報、特に思想、信条、それから社会保険にいる人たちの、マイナンバーカードは病歴まだ入れていませんから、そういう意味で病歴なんかを含めてどうやって集めるか。この限りでないというのは、市はどうやってそれを知るのですかと。持ち得ない情報をどうやって知るのですかということを知っているわけ。

(総務部副部長兼総務課長) 市のほうが積極的に収集するというのではなくて、市民の方から申請とか相談とか、そういった中で収集することとなっております。

(委員長) ほかにございますか。

(なし)

(委員長) ほかに質疑はありませんので、以上で質疑を終結いたします。これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。それでは、これより採決いたします。採決は挙手で行います。議案第22号 鴻巣市個人情報保護条例及び鴻巣市情報公開条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第7号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時02分)



(開議 午前10時24分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(矢島) 1点だけ質問いたします。

17ページ、ふるさと寄附金のところなのですけれども、平成29年4月1日付の総務大臣からの各都道府県知事宛てのふるさと納税に係る返礼品の送付等についてというお願い文書があったかと思うのですが、大きく分けて5つの項目について大臣からの都道府県知事へのお願いがあったと思うのですが、その5つについてそれぞれ本市の見解を伺います。

(企画部参事兼総合政策課長) 平成29年4月1日、総務大臣からの各都道府県知事宛てに通知が出ておりまして、その通知が各市町村に流れているところです。その通知の今ご質問のありました5つというのが、返礼品のあり方についての5つだというふうに思いますが、まず1点目ののですが、1点目は返礼品の価格等の表示をふるさとチョイスとかさとふるだとか、そういうところに載せているわけなのですけれども、価格等の表示についてというところになります。これは、本市においては対応しているところでございます。

あと、2点目はふるさと納税の趣旨に反するような返礼品はだめですよというところで、具体的に言うとプリペイドカードとか商品券、電子マネーとか、そういうものはだめです。また、資産性が高いものというところで貴金属とか時計だとか自転車とか、あとは返礼割合が高いものと

いうところです。通知の中では、特に返礼割合を3割超えているものについては速やかに3割以内にしなさいという通知の記載があります。2点目につきましては、返礼割合は3割以内ということで、これはトータルの3割以内です。1品目ずつ3割以内、本来1品目ずつ3割以内が当然なのですけれども、調査上はトータルの3割以内ということですので、それは私どもは対応はしております。あともう一点ありまして、その中で市民に対して返礼品は送らないようにという、市外からの寄附ですので、当然市民の方から寄附があったとしてもそれは送らないというのが。ある意味当然のことですけれども。

3点目が、ふるさと寄附金は一時所得ですと、寄附があったものについては無償の供与ですと、あくまで寄附行為ですと。それに対して、返礼品を受け取った場合は、それは経済的利益になりますよ、一時所得に当たりますということ、これは寄附者に対して通知しなさいということになっております。そういう通知でした。これについては、私どもふるさとチョイスに返礼品を掲載しておりますけれども、ふるさとチョイスのほうでその旨は記載してありますので、その辺は寄附される方に周知されているというふうに考えております。

あと、4点目がふるさと納税の募集周知の事務に要する経費というところでして、余りこれは過激にすると経費がかかってしまいますよと、ですので経費の支出に当たっては、先ほど2点目で申し上げましたふるさと納税の返礼品、例えば返礼割合が5割、6割とってしまうと、寄附をもらってもそれは何なのだということになってしまいますので、そういうところをよく考えて、経費についてはよく考えなさいというところでした。

5点目は、個人情報管理はきちっとやりなさいというところでした。

以上の5点が総務大臣から知事宛てに送付されました内容でございます。

(矢島) 5つの項目についての説明、ありがとうございました。本市はどのような考えを持ってこの事業を実施しているのかというところが伺い

たかったのですけれども。それぞれの項目についてお聞かせください。あともう一点は、一時所得ですよ、その旨しっかりと周知をなさいと。周知をするとどうなの。周知をして、あなたは一時所得ですよ、だからというところは周知をしているのでしょうか。その2点お聞かせください。

（企画部参事兼総合政策課長）2点ほどご質問をいただきました。最初に周知のほう、周知といいますか、一時所得であるというところのほうからお話しさせていただきますと、本来寄附ですので、返礼品目的でやらないでくださいねというところがここに隠れていると思います。あくまでも自分が育ったまち、または応援したいまち、そこに善意の気持ちを持って寄附することが本来の姿であると、返礼品を目的にするものではないのですよというところがここに書かれているものだというふうに理解しております。

もう一点目の、まず本市の考え方というところですが、どうしてもふるさと納税がブームになっていまして、特にお肉だとか海産物があるような市町村には多額の寄附が集まるような傾向がございます。そうした中、本市ではなかなか特徴的な商品を見つけるのに非常に苦慮しているところですが、その中でも毎年毎年寄附額の増を目指してやっています。ですので、市民の方が私どもが一生懸命集めている金額より多くの金額が外へ出ていってしまいますので、どうしても市の財政的には厳しい状況に置かれる。ですので、まず本市としましてはふるさと納税制度というのが続く限りは一生懸命頑張っていて、毎年度寄附額がふえることを取り組んでいるところでございます。

1点目から5点目につきましては、例えば1点目の返礼品の価格表示というのは対応していますよと。あと、ふるさと納税に反するような返礼品というところも先ほど申しました3割以内、あと高額なものとかは若干ひな人形が高額ではありますけれども、ひな人形は今継続的に出しているところです。あと、換金性のものというのも特にございません。3点目の一時所得、ここもふるさとチョイスに掲載しておりますので、周知はされているというふうに考えております。4点目の、ここは過激な

返礼品競争にならないようなことというのは、先ほどの3割のところとも関連するのですけれども、決してそのようなことは私どもはやっておりませんので、3割以内におさめているというところでは、これは観光協会と覚書を交わしまして、外部には出ていかないような形をとらせていただいております。

以上です。

(矢島) ありがとうございます。

では、最後に2点ほど。4番目のところで公益上の必要性等を十分に精査するというところで、公益上の必要性をどのように精査したのかということと、結論から言うと大臣のお願いに沿った形で今後ふるさと納税については事業を実施していくということでのいいのか、この2点についてお伺いします。

(企画部参事兼総合政策課長) 公益上の必要性を十分に精査する、先ほども申し上げたとおり、返礼品が目的でやっているのではないですよといつも、実際はやはり例えば本市の返礼品としてすごく多く出ているもち麦などは、テレビでダイエット番組をやりますと物すごい反響が即座に出てきますので、実際はやはり返礼品を目的にしている方がいらっしゃるのではないかなというふうに思っております。ですので、必ずしも返礼品を出すから寄附してくださいねということではないのですけれども、このままほかの団体と差別化を図る独自のやり方というのも考えていかななくてはならない中では、やはり返礼品というのも一つの手法のものであるというふうに考えているところです。

もう一点の大臣のお願いというところでは、4月からはしばらくの間非常に厳しい通知が何度も何度も来ておりました、ひな人形についてはちょっと抵抗していました。県からも電話がかかかってきて、県は総務省から電話がかかかってきて、それを私どもに電話してくるわけですけれども、どうしてもひな人形が高いということだったので、私が県の担当者と話す中ではどうしても地場産品であると、高額であることは認めますけれども、それを例えばもらった人がそれを売却するとか転売するとか、そういうことにはなかなかつながらないものであると、あ

くまでも地場の育成であるという話をさせていただいたのですが、そのうちに直接総務省が来ますからという厳しい意見をいただきました。ですので、ある程度のところまでは頑張ったのですけれども、いっときちょっと下げさせていただいたのですが、大臣が野田大臣にかわってから一切通知が来なくなっていて、その様子も見ながら、けさもふるさとチョイスの画面を見たのですけれども、例えば腕時計とかだめだっちはっきり書いてあるのに腕時計出しているところとか、中には1,500万円の屋久杉のテーブルだとか、非常に高い商品が山のように出ていまして、これってどうなのだろうなと疑問には思っていますので、ひな人形につきましてはあくまでも地場の育成というところで継続的にまたやらせていただきたいというふうに考えていますので、守るところはしっかり守っていますので、特に問題はないと思っています。

(野本) では、まずは同じくふるさと納税の関係のところから伺いたいと思います。

ふるさと寄附金は、以前、昨年でしたっけ、ひなちゃん子育て応援基金の指名でできるというようなことがあったと思うのですが、その辺はここに含まれているのでしょうか、別になっているのでしょうか。

(企画部参事兼総合政策課長) 基金については、寄附者が寄附を何に充当しますか、幾つか基金がありますけれども、ですのでそこで選んでいただくような形になっておりますので、そのほかにも幾つか、コウノトリもそうですし、幾つかありますので、そこは納税者といいますか、寄附者に選んでいただくような形になっておりますので、そこに含まれております。

(野本) その中の内訳みたいなものというのは、データはあるのですか。

(企画部参事兼総合政策課長) 件数的には今内訳はないのですが、金額的にはありまして、私どものほうは決算見込み額になりますが、一番大きいのが子ども教育ゆめ基金でして、約1,278万2,000円、次はコウノトリの里づくり基金が622万3,000円、次がひなちゃん子育て応援基金が518万3,000円、次が地域医療体制整備基金が510万1,000円、次が環境にやさしいまちづくり基金が215万1,000円、次が市民活動支援基金が

206万1,000円です。これは見込み額です。

以上です。

(野本) これは、市のほうはそれに対してこういう基金があるよというだけなのですか。それとも、中身の詳細とか伝え方はどのようにされているのでしょうか。

(企画部参事兼総合政策課長) ふるさとチョイスのときに一つ一つの基金の内訳を掲載しておりますので、そこを見ていただいて選んでいただくようなシステムになっております。

(野本) 今回ふるさと寄附金の増額のわけですけれども、今の内訳の部分で伸びているというふうに感じられるのは特徴がありますか。

(企画部参事兼総合政策課長) 返礼品でよろしいでしょうか。寄附のほうで。

(野本) 寄附のほう。

(企画部参事兼総合政策課長) やはり金額が大きい子ども教育ゆめ基金を選んでこられる方が多くいらっしゃいます。

(野本) では次に、返礼品にかかわる部分で歳出の21ページですか、これはやはり1,330万円、記念品の部分か。これは、実際に先ほどの歳入の3割というというふうに単純に考えられる数字なのですか。総額をということだったですよ。

(企画部参事兼総合政策課長) 単純に総額の3割が1,330万円ではなくて、この中に記念品の送料だとか事務手数料、事務手数料といいますか、観光協会に出していますので、そのあたりの手数料だとかも含めまして、トータル、その部分を引いた金額が1,330万円と。単純に例えば5,000万円あって3割ですと三五、十五、1,500万円になりますけれども、そうではなくてその中から送料だとか事務の手数料だとか、そういうところも含めまして、差し引いて3割と、3割も含めて残りが1,330万円という形です。

(野本) そうすると、歳入と記念品の数字的には手数料とか送料というのも寄附金の中から賄っているということよろしいでしょうか。

(企画部参事兼総合政策課長) はい、その中で賄っている状況です。

(野本) それでは、返礼品についてはいろいろなものがあると思いますが、平均単価というのは……聞きたいことというのは、どのくらいの価格の幅があるのか。また、種類とか平均単価というのはわかるのでしょうか。

(企画部参事兼総合政策課長) はっきりした平均単価は出しておりません。返礼品の多くは、1万円の……申しわけありません。返礼品ですと1万円の寄附をいただきますと3割ですから3,000円以内、高額なものですと本年度は450万円の寄附のひな人形がありましたので、大体150万円以内のひな人形が出ております。

(野本) 記念品、返礼品については今どのくらいの種類が用意されているのですか。

(企画部参事兼総合政策課長) 大体約80件程度。

(80品目の声あり)

(企画部参事兼総合政策課長) 品目です。

(野本) その80品目の選定というのは、どのようにされているのかを伺います。

(企画部参事兼総合政策課長) 庁内においてふるさと納税記念品選考委員会というのがございまして、例えば新しいものを返礼品、記念品とした場合はその委員会に諮って審議していただいて決定をするような、最後は市長に報告いたしますけれども、そのような形になります。

(野本) その80品目に決定するということは、その前に募集だとか集める段階というものがあると思いますが、その手順ですとか要項ですとか、そして実際には全部で幾つの中から80品目になったのかという流れをちょっと伺いたいと思います。

(企画部参事兼総合政策課長) ふるさと納税の協力事業者募集要領というのがございまして、広報等でお知らせをしております。そのほかのものにつきましては、今年度につきましては特に総合政策課の職員がみんな一丸となっていていろいろアイデアを出し合いながら、すぐに行動に移しながら、実際にお店に伺って、どうでしょうかという話をさせていただいて、それを持ち帰って、先ほど言いました委員会のほうにかけまして

話を進めていくような手順になっています。

(野本) 選定する前にどのくらいあったのが80品目になったのかということをお先ほど質問しているのです。

(企画部参事兼総合政策課長) ちょっと昨年度のもとの数字は今つかんでいないのですけれども、その都度該当するようなものについては……申しわけありません。昨年度から比較しますと42品目ふえているような状況になっておりますけれども、実際委員会にかけてちょっと難しいのではないかという商品もありますけれども、大体のところはこの委員会に上げる前にはもう内部の中でかなり議論した中で委員会にかけておりますので、その42の中ではそれ以上、例えば50、60あった中から42を選んでいるわけではなく、ほぼ議論をした中で委員会にかけているという状況になります。

(野本) ふるさと納税の関係は以上で、あと1つ別なことになりますが、先ほどの基金利子及び配当金の報告が15ページ、歳入のところにあるのですけれども、この利子についてはそれぞれ別々な定期預金とか、そういう運用利子はそれぞれ別建てなのでしょうか。一括ではないですね。それぞれの別々にあると思うのですが、その内容をちょっと伺いたいと思います。

(会計課副参事) 今ご質問にありました内容になりますけれども、平成26年から基金一括運用ということで基金を取りまとめて、うちのほうは運用しております。その運用の主な内容としましては、債券購入による売却益、利息、先ほどおっしゃりました定期預金というのも別枠でやっております。定期預金は単年度で利益が出せるように、いつでも現金化できるような形で定期預金を組んでおります。あとは、普通預金に一部入っておりますので、普通預金、定期預金、あとは債券の売却益と債券の利子、以上4つで運用益という形で出しております。

以上です。

(野本) そうすると、額の大小はもとの金額の大小で決まってくるということよろしいですか。

(会計課副参事) こちらの表にあります金額の違いというのは、基金の

原資の額で案分しておりますので、このような差が生まれております。以上です。

(中野) ふるさと納税についてちょっとお聞きしたいのは、昨年もそうでしたけれども、これについて、表現はよくないですけれども、件数と、それから総金額というのをいつも出してもらっている、データで。これは、29年度まだ全て終わったわけではありませんけれども、例えば2月末現在なら2月末現在でふるさと納税が寄附金が件数、これだけ幾ら入ったというような金額と、あわせて逆に、表現はよくないですけれども、逃げたというのはよくないけれども、市民が本来鴻巣市に納めるべきものを他市町村に納めた金額がありますよね。表現はよくないですが、そういう表現しましょう。これが幾らあるのか。そうすると、これによってもう一つは先ほど来出ております返礼品、これにかかった費用、あるいは通信費、通信運搬にかかった費用、これらを全部計算して、実際たしか国は75%だったかな、補填するのが、そんなことを含めて、鴻巣市としてふるさと寄附金が平成29年度2月なら2月末現在でどういう状況にあるのかというのを、一覧表で委員会の委員に示していただきたいのですけれども、それについていかがですか。

(企画部参事兼総合政策課長) 2月末現在で、今1,762件、金額で言いますと4,219万9,000円の寄附がございました。昨年同時期が737件、金額で申し上げますと2,020万9,000円の状況でございました。それで、実際市民の方がほかの市町村にふるさと納税で出しているというのは、29年については申告時期ですので、まだ今の段階では29年の比較は出せない状況です。昨年の9月議会でも申し上げたところですが、28年ベースで比較しますと、比較といいますか、検討といいますか、積算してみますと、市民の方が外に出している金額が約6,467万円でございます。これに対しまして、普通交付税75%来まして、それが4,850万円、差し引きまして1,616万円が影響額という形になります。ただ、入ってくる金額もありますので、それを差し引いたところ、28年ベースでは約421万円が交付税を入れて積算した場合の影響額、マイナス421万7,000円が28年のおおよその額になっております。29年につきましては、また申告が終わりまし

て確定した後に出るかと思えます。

(中野) そうすると、今言ったように本来鴻巣市に納めなければならないものが他市町へ流れたという、これは返礼品目的かどうかは別として、それが今言ったように概算6,467万円、28年度ベースに直して。今数字言われましたように、あと75%の交付税算入を入れて四百何十万円というのは28年度にベースに直したと思うのですが、この収支についていつごろ出てくるのか。というのは、ふるさと納税というものが市民の間でも大変関心が高いわけでありまして、一方では75%の交付金があるからいいのですが、余りにも市がマイナスを受けたのでは財政上問題があるものですから、少なくとも市政報告等でいつもこれについては必ず報告して、なるべく返戻金目当てかもしれないけれども、ちゃんと鴻巣市へ納めてくれというようなことを言っているものですから、そういう点ではデータはいつごろでき上がるのかについてお答えいただきたいのですが。29年度のです。昨年度と同様の。

(企画部参事兼総合政策課長) 昨年9月議会の常任委員会で報告させていただいておりますので、今年度につきましても9月の常任委員会ではっきりとまた申し上げたいというふうに思っておりますけれども、普通徴収、納付書が出れば恐らく計算できるのかなとは思っておりますけれども、間に合えば6月議会には出したいというふうに思っております。

(中野) そうすると、今確実に言えることは29年度の集計については今現在件数で1,762件、そして金額が4,219万9,000円、このことだけは確実に言えるわけですね。もう一つ、なら確実に言えるのはこれまで、ここで見た、これは21ページに支出として返礼品の記念品代として1,330万円が計上されておりますが、今言った支出の返礼品で、入ってきた4,219万9,000円に対して返礼品が今日現在どのぐらいかかっているのか、金額的にお知らせいただけますか。返礼品の合計額。

(企画部参事兼総合政策課長) 申しわけありません。今数字を持っておりませんので、後ほど報告いたします。

(中野) それは、先ほど来言いましたように、入ってきた金額が4,219万9,000円という金額、今課長のほうから答弁があったわけですから、当然

これに対して返礼品の金額ということで、今持っていないということなので、後ほどその金額をお示しいただきたいと思います。

それでは次、これは後で決算書を見れば出るのですけれども、ちょっと聞きますが、その下の繰入金で財政調整基金の繰入金がマイナス1億円です、補正で。このマイナス1億円、本来繰り入れるべきものを繰り入れないということですから、そうするとこの1億円を繰り入れないということになりますと、そのときの段階における残高はどのぐらいになるのかお聞きします。

（財政課長）今回の7号補正後の財政調整基金の残額になりますが、約25億3,000万円程度の残高となります。

（中野）25億3,000万円程度、すると3月ですから、今現在、そうすると29年度の期末残高についてはやっぱり25億3,000万円というふうに理解していいかどうか、そこだけ伺います。

（財政課長）7号補正後の額ということでは、その金額になるというふうに理解しております。

（中野）くどいようですが、29年度末はそれでいいということですね。

（財政課長）そのとおりでございます。

（坂本）先ほどのふるさと納税の続きなのですけれども、私は返礼品のほうでちょっと細かく、そんなに細かくは聞かないのだけれども、鴻巣の魅力在世間に広めるといふ、返礼品のこういうものがありますよというのが一番魅力を出すにはいいかな。その発掘というか、それはあくまでも申請来るのを待っているのか、それともどうでしょうかというようなことでやっているのか、そこら辺から。

（企画部参事兼総合政策課長）委員がおっしゃるとおり、返礼品を出すことで本市の魅力をPRできる場だというふうに考えております。それで、先ほど申し上げたとおり、待っているだけだとなかなか来ていただけない状況ですので、内部でよく話題にいたしながら、あそこにああいふお店があるよとか、鴻巣市にはこういう会社があるよというところを見つけながら、あそこにはどういう商品があるというところを見ながら、実際にすぐに電話したり、行動を起こしたりというところで話を進めて

いっているところです。特に特徴的なのは、体験型のふるさと納税をやるうということ、本年度は12月から募集をかけましたけれども、イチゴ狩りを市外の人に来ていただいて、鴻巣で例えばご飯を食べていただくとか、イチゴ狩りした後家族皆さんでご飯を食べていただくとか、そういう体験型のふるさと納税もアイデアを出しながら進めておりました、41万円ほど今イチゴ狩りで集まっている状況です。

以上です。

（坂本）悪いほうのことは1つあったのだ。ふるさと納税を、私花やっているの、花のほうの生産者のところに納税のそういう返礼品になりますかということ、何か提供してくださいという、情報を出してくれと言われたのだから。では、うちの品物、こういうものなら出せるからいいよと言ったのだけれども、何の音沙汰もないよと、どうなっているのだと怒られたことあるのだ。だけれども、実際には例えば花業界なら花業界でも花の組み合わせとか、単なる1鉢でこれどうぞというのとまた違うものがいっぱいあると思うのです。だから、そういうのを考えると本当に切りがなくなるから、それだけ魅力を公表していくというか、外へ出していくには一番いい方法かなとは思っているのです。だから、その辺をもうちょっと最後まで押し切っていくということをやってもらえればいいとは思っているのですが、その辺どうでしょうか。

（企画部参事兼総合政策課長）できる限り多くの商売をされている方にご活用いただければというふうに思っております。その中で花については今組合のほうと、直接組合とお話をさせていただいておりますので、その中でただ鉢を出すだけではなくて、最近はギャザリングだとか、例えば母の日が近ければ母の日プレゼント用とかカーネーション、そういうような、やはりいろいろその時々知恵を出しながら返礼品を考えている、組合長さんと話しながら進めている状況ですので、今の段階ですと一園芸業者といえますか、花農家さんとはお話ししていない状況です。

（坂本）ここ何年かも来ているので、鴻巣でもこういうのが人気があると多分見えていると思うのです。だから、リピートが多いというか、繰り返し来るような、人が来るかどうかわからないけれども、多いなとい

うような商品というのはどういうものなのですか。

(企画部参事兼総合政策課長)先ほど平成30年2月28日現在での1,762件のうち、もち麦セットが887件で、金額で言いますと887万円の寄附をいただいたところです。これが一番人気になっております。そのほかに梨だとか、単品で言いますとそうなりますけれども、例えば花をまとめるとか、人形をまとめるとなればもちろんその件数は多くなりますし、金額も多くなります。金額で言うと、高額なひな人形、人形関係が大きな割合を占めている状況です。

(坂本)私も正直もち麦がどういうものか知らないのだ。実際にわからないのだけれども、これは多分一過性のものかなと思っているのだけれども、今テレビか何かで報道されて、これはいいですよと行って、それだけの生産体制というか、そういうのが本当に鴻巣にそこまでのものがあるかどうかわからないけれども、これを余り期待していつまでもというわけにはいかないと思うのだ。やっぱりそういうのも少し加味しながら、新たな商品はどういうものがあるかと常にそれを見つけていくような方法を考えたほうがいいと思うのだけれども、もち麦の生産者というののはどのくらいいるのですか。わかっている。

(企画部参事兼総合政策課長)もち麦に関しましては、鴻巣産のもち麦ということではなくて、みたけ食品の工場が箕田に、八幡田ですか、にございますので、その会社と調整させていただいて、もち麦を出していただくと。いつときはちょっと品不足で出せない状況ではあったのですが、鴻巣は非常に出ておりますので、特別ではないですけれども、多く仕入れていただいているといたしますか、生産していただいているという状況になっています。

(竹田)先ほど会計課から利子の資料を出していただいて、丁寧に出していただいたのですけれども、まとめて基金の運用をしながら利子を生み出しているということで、当時の基金残高に基づいた配当というか、配分を行っているというご説明でしたけれども、それは前提なのですけれども、例えば利子の分が上がったとか、利子率が上がったとかという、そういう要因というのはこの中にはないのでしょうか。

(会計課副参事) 利子の上下の要因ということですが、先ほど定期預金につきましては毎年若干の利子の上限がございますので、そういったものは多少ございます。あと、持っている債券がずっと同じであれば利子も同じですので、変動はないのですが、やはりいいものに買いかえていくという作業も行ったりと、よい状態で売却して、あとはよいものを購入するというところで多少の利子の、持っている債券によって利子のほうは変わりますので、全ていつも同じというわけではございません。

以上です。

(竹田) わかりました。いろいろ努力していただいているというのはわかりました。その中で一番は基金残高の問題ですけれども、私ども資料請求をしまして、基金の状況というのを一覧表でいただいております。去年も平成29年度末の基金残高予想と、それから今回の第7号補正によって基金残高がどのくらいになるかという見込みを資料としていただいているのですが、平成29年度の予算の段階では、当初予算見込みでは約47億7,336万725円のいわゆるいろいろな基金の残高見込みだったのですが、今回の補正によって51億3,363万4,977円になるという見込みで資料をいただいているのですが、ということは基金が積み立てられるというのは財政的には一定程度余裕があるのかなというふうにちょっと受けとめるのですが、ここの基金残高がふえた要因、47億7,000万円がいろいろやったり、したりとかしていますけれども、51億3,363万4,977円になる要因というのは何かお伺いしておきます。

(財政課長) 基金の状況につきましては、まず今委員さんのほうで51億円という話がありましたけれども、特定目的基金ということで特定目的のために積み立てをして、その目的の達成のために取り崩すということで、その基金の目的が達成されるまではある一定の額を積み立てていくということが必要になってまいります。また、財政調整基金であるとか減債基金というものは、要は年度間の財源調整ということである一定額、標準財政規模の5%から10%程度が必要だということで、本市においては12億円から24億円程度の財政調整基金が必要だというふうに言われております。ですので、先ほど中野委員さんからもご質問がありましたけ

れども、財政調整基金につきましては7号補正後のベースで約25億円ということですので、ある一定の規模を確保できているものというふうに考えております。

以上になります。

(竹田) わかりました。いわゆるごみ処理施設とか、それから地域医療体制とか、そういう部分では目的を持ってやっていますけれども、財政調整基金が当初予算では約17億円の見込みで始めたけれども、今回も1億円の基金から減額補正していますよね。25億円になっていて、繰越金を見ると、最後の次年度への繰越金で見ると、私はもっとふえるのかなというふうに……歳入歳出の差額分で見ると7億円、7,000万円か、繰越金を予測していますよね。だから、そういうところを見ると財政調整基金というのはもっとふえていくのかなというふうに私は考えるのですが、その見通しはいかがでしょうか。

(財政課長) 恐らく7,000万円とおっしゃったのは、繰越金7億円当初予算で組んでおります。決算剰余金という形でその部分を、今当初予算で、例えば29年度の当初予算ですと財政調整基金12億1,000万取り崩しております。ですので、取り崩したものを戻すという作業を各補正の中で財源調整ができれば、歳入調整という中で今回1億円をお願いしておりますけれども、戻していくと。例えば29年度当初予算を編成した段階では、28億円前後ぐらいあった財調が12億1,000万円取り崩したことによって減っていくと。それをまた今度決算剰余金が出た段階で取り崩しをやめることによって戻していくという作業が行われております。決算剰余金につきましては不用額ということになりますが、年々減少の傾向にもありますので、このまま財調がふえていくということでは楽観視はしておりません。ですので、なるべく必要最低限の財政調整基金を確保しつつ財政運営に当たっていききたいというのが財政側の考え方になります。以上でございます。

(竹田) わかりました。いろいろな運営をしながらやっているわけですが、減債基金も約16億円か、いうふうに残しているのと、あと合併振興基金が30億円ありますよね。合併振興基金が基本的にはソフト事業だっ

ただのだけれども、今はハード事業にも運用できるようにしているというところを見れば、ここはやはり今の段階でいうともっと市民の暮らしに回すべきではないかというふうに考えますが、合併振興基金果実運用型のほうでは30億円ためてというか、基金として残して、どのように運用しようとしているのか伺います。

（財政課長）基金の造成におきましては、合併に資する事業に充当するというので、当初はソフト事業を中心にという答弁があったかと思うのですが、県に確認をしたところ、ハード事業であっても合併に資する事業であれば、それは基金の取り崩しは特に問題ないというような回答も得ております。基金そのものが地域の市民の連携の強化であるとか、地域振興に資するというものが目的になっておりますので、今後は財政調整基金の残高との兼ね合いにもなるかと思いますが、合併に資する事業のほうにこの後充当していくことも今後は考えていく必要があるかというふうに考えております。

以上でございます。

（竹田）ということは、合併に資するわけだから、もう合併して12年目になって、13年目に今度向かおうとしていますけれども、ということは合併当時のことを思い出すと、例えば保育料は、古くて話して申しわけないのでけれども、川里は一番安くて3万5,000円くらいの保育料だったのです。保育料の平準化して、鴻巣に合わせてやってきて、川里の人たちはすごく大変だったというのが私のところには聞こえてたり、あと水道料金もそれぞれ3自治体が違って、鴻巣に合わせて、川里が一番安かったので、激変緩和措置として3年間で鴻巣の水準に合わせていったということがあったわけです。そういうことを考えると、川里は基金を一番持っていたのですよね。持っていたのです。いわゆる財政調整基金という部分では大変持っていたということを考えるならば、やはりその部分では合併して負担がふえた分とかいう部分では、もっと市民に返していくことも私は必要かなというふうに思うものですから、そういう負担がふえた分のところも含めて、例えば国保税の運用に充てるとか、介護も一般会計から繰り入れていかん罰則規定があるわけではない

わけで、そういう点からいうと合併になって負担がふえた分について返していくという考えがこの中から持てるかどうかお伺いしておきます。

(企画部長兼川里支所長)合併振興基金のほうの使い道に関しましては、私のほうからお答えします。

合併時に事務のすり合わせをやって、いろいろ保険料から始めまして、さまざまなものを調整させていただきました。それで一定の水準で鴻巣市に合わせたり、吹上に合わせたり、川里に合わせたりとさまざまなことをやってきたわけです。今十何年たって、そのときこれだけ下がったからこれを戻すかという現実的ではないのかなというふうに考えています。基本的には合併振興基金に関しましては、今話があったとおり、もともとソフト事業的なものに使いなさいと、そういう考え方からいきますと、一方でハード事業は合併特例債という形で2つの位置づけであったわけです。合併して10年、十何年たった中で均衡ある発展がどこまで達成できたかというのは目指していますけれども、必ずしもそこまでいっているというわけでもないというのも事実であります。ですので、合併振興基金及び合併特例債、ここら辺を活用しながら新たな均衡ある発展を目指す事業をやっていきたいと。

では、具体的に何なのかといえ、当然合併時にまだ達成していないようなプロジェクト事業であったりとか、そういった部分での事業の不足額に充てるということもありますでしょうし、また今例えばコミュニティバスとか、こういったものに特例債を充ててバスを買ったりしてきていますけれども、更新にも今度はそれなりのバスの費用というのがかかってまいります。ですから、こういったものにも充てられる。さらには、医療費等で中学生以下の無料化を合併以降実現しておりますけれども、こういった財源にも充てられるのではないかというふうに考えております。ですので、そのとき予算を編成する中でどういう財源構成になるかわかりませんが、そういったものを材料として検討のテーブルにのせるべきだというふうに考えております。あとは31年度以降の予算編成をする職員及び市長が決めていくのかなというふうに考えております。

以上です。

(竹田) わかりました。わかりましたというか、主張はわかったのですが、これは繰り返しやっても多分平行線だと思うので、それ以上展開しません。

それから、あと7ページですけれども、地方債補正の中で、これは新年度予算の中で合併特例債を使うのは何というので諏訪議員が本会議場で質問をしましたが、補正の中でもそれに30年度の予算との連動もあると思うのですけれども、合併特例債を使う事業の確認とどのくらいの中から合併特例債を使っていくのかということでお尋ねをします。

(財政課長) それでは、7ページの第3表の地方債補正の中で合併特例債がどの事業が該当で、金額として幾らになるのかというお尋ねかと思えます。まず、追加の郷地落排水路改修事業債、こちらにつきましては合併特例債になります。それと、変更のほうでいきますと……申しわけございません。間違えました。追加の常光公民館です。変更のほうの1番で郷地落排水路改修事業、それと三谷橋一大間線2期工事整備事業、鴻巣駅東口通り地区市街地再開発事業……ごめんなさい。あと1つ漏れました。三谷橋の上の道路整備事業ですか。合計で5事業ですか、合計しますと7,940万円ということになっております。

以上でございます。

(竹田) ということは、限度額が補正で……計算あれですけれども、7,940万円分は合併特例債事業として組むと、あと残りの分はいわゆる地方債で一般財源、地方債としてみずから残った分で組むという形になるわけですね。では、残った分の金額って幾らになるのか。引けばいいのでしょうかけれども。

(財政課長) 限度額の補正ということで、今回起債額総額は増減があるわけですけれども、合計いたしますと5,710万円という補正予算額になっております。先ほど合併特例債で7,940万円、それ以外でいきますとメニューとしますと公共事業等債というものがマイナス1,790万円、それと学校教育施設等整備事業債が440万円の減ということで、差し引きますと合計が5,710万円ということになっております。

以上でございます。

（竹田）今公共事業債というふうにおっしゃいましたけれども、公共事業債というのを……合併特例債は95%まで組めるけれども、公共事業債というのはどういうものなのでしょうか。

（財政課長）公共事業等債という名前のとおり、基本的には一般的な公共事業、歳入でいきますと今回社会資本総合整備交付金のほうが減額補正になっております。その補助事業の裏側、事業費があつて、社会資本の交付金があつたその差し引きの一般財源の部分に充当率90%ということで充当率を掛けたものが公共事業等債というものになっております。以上になります。

（竹田）ということは90%、例えば合併特例債事業の95%は起債ができて、7割交付税で見るとということが公共事業等債はどのくらいの交付税で見てもらえるのか伺います。

（財政課長）充当率90%、交付税の算入率は20%になっております。以上です。

（竹田）続いて、27ページの地域医療体制基金利子で、これは基金として、会計課だから会計課でやっているのですけれども、地域活性化特命チーム参加がいらっしゃいますので、これにかけてお尋ねしますけれども、いろいろ積み立てているのですけれども、地域医療体制整備ではどこまでこれを……地域医療体制整備は進んできているのか、本会議場で私もちょっと質問させていただいたのですけれども、県の地域保健医療整備計画に基づいて関係者と協議していくというふうなことで、県の地域医療整備計画によるといわゆる基準病床数との関係も示されてきていますよね。今県議会の中で審議中ですけれども、それらも含めて何かその後連絡とっているのか、ちょっと見通しも含めてお答えください。

（地域活性化特命チーム参加）今おっしゃられたとおり、県議会に第7次の地域保健医療計画が上程されています。県で実はきのう特別委員会が開かれておりまして、その結果はまだちょっとこちらには入手していませんけれども、見通しとしまして今回の県議会で可決があると3月の終わりに最終的な医療審議会というのが開かれる予定になっていま

して、そこで公募の条件ですとか、そういうものが具体的に出てきます。いつごろ、どのくらい、どういう内容という形になります。それを受けまして、手を挙げていただける病院等との具体的な話になるかなど。ただ、県議会の状況ですので、内容の数字の訂正とかももしかしたらあるかもしれないということもありますので、その状況を今見ている状況で、きのうの会議の結果等についてはまだ入手しておりませんが、予定としては3月下旬の医療審議会を見て動きが出るかなというふうに考えております。

（竹田）確かに県の動向とか国の動向が非常に大きいのですけれども、それらも含めて、例えば前は近隣公園に整備するということを含めた計画だったのですけれども、いわゆる農地転用の問題とか農振除外の問題も含めて、候補地となり得る部分での誘致の部分での点ではどのようにここら辺は検討されておられるのでしょうか。

（地域活性化特命チーム参与）候補地等のことにつきましては、土地のこともありまして、地主さんの関係もありますから公表はあれですけれども、何カ所か、数カ所ぐらい既に絞っておりまして、大体規模的なものも含んでいますが、相手方のこともありますので、この辺はちょっと相手方次第ということもありますので、それは今後の公募条件を見ながら協議ということになると思いますので、今の時点では特にここだということでは示してはございません。

（竹田）ということは、農振除外を申請しなければならない土地なのかということも含めて一切お話しできないということなのか。

（地域活性化特命チーム課長）やはり農振かどうかということを使った途端に、農振地域と農振地域でない地域と市街化区域の想像ができてしまいますので、今の段階では農振であるとか市街化であるとかということとはちょっと差し控えたいという形になっております。

（竹田）その中で、共生病院が生出塚のジャパンという周辺に土地を購入して移るのではないかという話が一時私のところには聞こえてきたのです。そういう部分での話というのは、鴻巣の中では医療との関係では何か相談あるのでしょうか。

（地域活性化特命チーム参与）病院の進出、特定の病院がどこにというのは特に相談という形ではあれですけれども、共生病院云々というのは我々のところではなくて、むしろ健康づくり部のほうとの協議かなというふうに感じております。

（竹田）でも、地域医療体制整備基金をやるに当たってはもちろん総合病院の誘致を前提にはするけれども、いわゆる地域医療整備そのものも含めた計画ですよというのはちょっと私説明されたという認識を持っているのです。ですから、総合病院は中心とするけれども、地域医療整備そのもの全体も整備していくという、そういう認識なものですから、あえて質問をさせていただいたのですけれども、そういうことというのは情報として入っているのかどうか。

（地域活性化特命チーム参与）実際に地域整備医療基金については、第一義的には病院誘致のために使うと、病院誘致が第一義ですよということから始まっていますので、地域医療についてはその次の段階というふうに考えております。

（竹田）それはないとは否定できないわけでしょう。だから、第一義的には総合病院なのだけれども、2次的には地域医療整備そのものも含めて大事なことからというので、だから2次的だからといって全く論外ではありませんという論法にはならない……

（地域活性化特命チーム参与）我々自体がこれを使ってというのは病院誘致のためで活性化チームは動いていますので、それ以降については健康づくり部とこれからいきますので、それとセットで考えていただくという形になると思います。

（竹田）続いて、29ページのコウノトリの里づくり基金で、これも地域活性化、本会議場でもオブジェの問題とかいろいろ出されていましたがけれども、見通しがついてきたみたいな認識の報告だったと思うのですけれども、そこら辺の、申しわけない、もう少し詳細に、ここの部分のコウノトリの里づくりにかかわる部分での詳細にご説明をお願いします。

（地域活性化特命チーム課長）それでは、ご説明させていただきます。見通しといたしますか、これからのスケジュール、この部分がある程度、

今までですと、最初にお話しさせていただきますと、このところでコウノトリの飼育に関する協議団体でありますI P P Mという団体、こちらのほうに鴻巣市のほう加入申請いたしまして、承認のほうをいただきました。それに伴いまして、今までですと加入していなかったものから、加入することによって飼育に向けて、また放鳥に向けて、そういった部分の情報がよりよく入ってくるような形になります。そうしますと、まずはこういった飼育施設、そういう場所の施設という部分を検討しなければ話が進まないという形になりますので、30年度予算、こちらのほうに設計料を計上させていただきますましてご審議いただくかと思うのですがけれども、一応そういう道筋のほうが出来てまいりましたので、当然飼う鳥かごといえますか、場所の部分がこれからその団体から助言を受けて、飼うに値するような鳥かごをつくるという……

(ケージですの声あり)

(地域活性化特命チーム課長) ケージですね。ちょっとケージと訂正させていただきます。申しわけないです。鳥のケージの部分ができてまいりますので、当然それに対しても助言いただいて、こういうケージがいいとかという、こういうものでないといけないという部分をいただきまして、結局それが要は飼えるケージだよというところでそこでお墨つきをいただくわけです。これならコウノトリが飼えますねという形でI P P Mの了解をいただければ、その次の段としてコウノトリを譲っていただきたいというステップに移るとい形になりますので、そういう道筋が見えてくるという形になります。

(竹田) わかりました。道筋がこうやればいくだろうというまず第1段階のステップが見えてきたということですよね。私どもも前豊岡に行ったときに50年かかったと。そのために岡山県が裏山を買ってくれたという、それできれいな水をつくってやって50年かかったという話を伺ったのですけれども、ちょっとそういうことを考えると、やっぱり水質の問題とか環境の問題というのは非常に大きいかなというふうに思うのです。しかも荒川沿いというふうになると、上流がきれいにならないとなかなか下流というふうになっていかないわけで、さっき言った飼育に向

けたケージとかというふうにおっしゃったのですけれども、それらというのはI P P Mというところに加入をして助言をいただきながら進めていくという点ですよね。だから、この地域はいいですよとか悪いですよという判断もこれからいただくというふうに受けとめていいのかどうか、ちょっとそこを確認します。

（地域活性化特命チーム課長）この地域という言い方、鴻巣市という意味でよろしいのですか。

（何事か声あり）

（地域活性化特命チーム課長）鴻巣市のポテンシャルという意味では、荒川流域、荒川沿いであれば可能であろうという形でI P P Mという団体から助言のほうはいただいておりますので、全然ここはだめですねというわけではなく、コウノトリの飼育地、放鳥地として可能であろうというお話はいただいておりますので、そのところは大丈夫かと思いません。

（竹田）ということは、やっぱり水をきれいにしたりとか、すむ環境を整えていくというところでは一番大事なのは、そこにかかっている圧倒的な農家の人たちの協力が必要だと思うのです。そういう点では、このとり伝説米とかというものも含めてやっていますけれども、農家全体にかかわって、いわゆる減農薬、無農薬にするかどうかは別としても、いうところでの農家へのかかわりというのはどんなふうに助言されて、今実際行っているのかをちょっと伺っておきます。

（地域活性化特命チーム課長）竹田委員さんおっしゃるとおり、伝説米、あちらは減農薬ですけれども、そういう農薬を減らしたお米の栽培、こちらのほうがまたふえることによって当然農薬の少ないエリアがふえることによって生き物がふえるという形になりますので、そのところで飼育環境、自然環境がよくなっていくという形になります。農家に対するかかわりとしましては、我々としましても伝説米というものが農協のほうで減農薬ということで進めているブランドになりますので、学校給食で使う、また3歳児健診、こちらのほうでも受診した方にはお渡しすると、そういう形でいわゆる販路の部分のふやすような施策のほうも進

めておりますので、その中で食べる方が多くなれば当然それを作付としてもふえていくというふうに考えてやっております。

（地域活性化特命チーム参与）こうのとりの伝説米をつくっていただける農家というのは、本当に減農薬でやったりして大変な思いをされているのですけれども、そちらのそういう農家もふやしていただきたいということで、部会とかJAの中にありますので、そういう席にうちの担当と、それから産業経済課の職員と一緒に行って説明等をお願いしたりということはやっております。

（竹田）こうのとりの伝説米がどのくらい鴻巣市内の生産量であるかというのを坂本委員が質問されて、圧倒的多数でまだないと、2割くらいでしたっけ。

（1割ないの声あり）

（竹田）1割ないということだったのです。だから、そう考えるとまだまだ圧倒的には9割の人たちはそういう部分でのかかわっていないことを考えると、もうちょっと農家全体に広げるということも含めて、エリアが違うともう違うよというふうに言われるかもしれないけれども、ということがどうなのかなというふうにちょっと思うものですから質問しておきます。

（地域活性化特命チーム課長）一応28年度といたしましては、こうのとりの伝説米、農家の方5名だったのですけれども、29年度、こちらに関しては8名ということで、3名の方の増加という形で、やってみようという方が、3名ではありますけれども、ふえてきておりますので、一気に倍々とかというわけではございませんけれども、少しずつ伝説米つくってみようかなという農家さんがふえているのかなと思っております。以上です。

（竹田）ずばりお聞きしますが、コウノトリがすむというのはきれいな環境だから、それは総合的には私はいいと思うのですけれども、では実際に豊岡の例を見ても半世紀かかったと。これから荒川沿いはいいですよというふうなものはいただいて、実際これで見通しとしてどのくらいかかるというふうに皆さんは踏んで頑張っておられるのか、最後にちょ

っとお尋ねします。半世紀という例もあるので。

(地域活性化特命チーム参与)50年はかからないと思うのですけれども、豊岡の場合はちょっと自然環境とか山合いとか、そういう自然の持っているもの、私も行かせていただきましたけれども、それを逆に利用したということもあります。逆に鴻巣の例えば荒川流域沿いで飼うということは、こういうところでも飼えるのだということの実証実験という形でもありますので、そういう面から考えてI P P Mというところに加えたのは、助言だけではなくて、環境をこういうことをやれば飼えるのだというふうな全面的な支援を受けられることになりますので、これは例えば50年とか何十年とかかるということではなくて、何年とはすぐには言えないですけれども、それほど時間はかからないかなというふうには見えています。

(竹田) I P P Mの関係では、もう実際に実証例がある団体だというふうでいいのですか。

(地域活性化特命チーム課長) 実証例といいますと、どういったあれでしょうか。I P P Mというそのものは、もう国等もオブザーバーで入ったりしているような、動物園、あとは豊岡、あと多摩ですか、これが主力になりまして構成している団体になりますので、飼育という面に関しては当然動物園の団体が入っておりますので、本当にプロが参加している団体になりますので、その面ではそういった面のサポート等は万全な機関になると思います。

(永沼) 私からふるさと納税の関係ですけれども、ふるさと納税の用途ということで地域医療整備基金とかコウノトリの里づくり基金といろいろあるわけですけれども、この用途の内容なのですけれども、そのほか先ほど野本委員がお聞きしたときに送料や手数料、こういったものもこの用途の中に含まれるという考えでいいのか。また、その根拠についてちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

(企画部参事兼総合政策課長) 寄附をいただく方には、先ほど申し上げたとおり、先ほど申し上げました基金を選んでいただいて、まずその目的に沿ってといいますか、指定して寄附をいただきます。ですので、ま

ず1万円の寄附をいただいた場合は、まずはその基金に一旦形上入るようなイメージになりますけれども、市役所ですので歳出、歳入は別々ですから、一旦入って、手数料とか送料は歳出ですので、その部分は今年度から寄附金は特定財源として見ていまして、歳出のほうに充当しておりますので、実際理論上は丸々1万円のうち送料とか手数料は引かれた金額がそこに入ってくるような形にはなりません。

(ちょっと休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前11時50分)



(開議 午前11時53分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(企画部長兼川里支所長) ふるさと納税の寄附金に関しましては、満額、寄附そのものを全額基金に入れているわけではございませんで、記念品とか、そういった必要経費を除いた額を最終的には積み立てているという形をとっています。そういう意味では、寄附された方に対して説明責任というのもございますので、どういう形が一番適切なのかというのも検討させていただく中で、何ができるかを含めて検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ございますか。

(なし)

(委員長) それでは、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(竹田) 基本的には本会議場でやりますが、地方債補正の中の鴻巣駅東口駅通り地区市街地再開発事業の地方債補正に入っているので反対します。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第45号平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第7号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時55分)



(開議 午後1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

総合政策課長から訂正の申し出がありましたので、許可いたします。

(企画部参事兼総合政策課長) 午前中に中野委員からのご質問で、2月末現在の4,200万円に対してどのくらいの記念品が出ているのかというご質問がございました。戻りまして調べましたところ、まだ2月分の請求は観光協会から上がってきていないので、ちょっとはっきりした数字が今出ておりません。念のために1月末現在で調べてみたところ、1月末現在の寄附金額が4,125万4,000円です。記念品代が、申しわけないです、送料、手数料込みで1,563万4,398円です。この場合の割合というのは37.9%になります。

以上でございます。

(委員長) ただいま説明がございましたけれども、よろしいですか。ご了承願います。なお、字句その他につきましての整理は委員長に一任願います。

それでは次に、議案第50号 平成30年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(矢島) 全体的なことから初めにお伺いします。

地域活性化特命チームについてですが、この2年間にかかった総経費についてお聞かせください。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後1時40分)



(開議 午後2時06分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(地域活性化特命チーム課長) 大変お待たせいたしました。2年間の事業費といたしましては約1億円になります。

(矢島) お手数おかけしました。ただ、先日の議案質疑の中でも発展的に解消したということだったのですけれども、発展的に解消したというからはしっかりとした検証をしたのかなと思いましたが、私は。その中にやはりどのくらいの経費をかけて、ではどういう果実を生み出したのかというのがあってしかるべきではないかな。だから、簡単に出るのかなと思っただけでなかなか出ない。どういうふうに検証したのか。私が質問しようとした項目にはなかったのですけれども、聞きたくなってしまう。その中でどうして発展的に解消したという言葉を使ったのか、まずそこからお聞かせください。

(地域活性化特命チーム課長) 発展的にというところでございますけれども、これから3つの事業、本格的な動きが出てまいりまして、我々特命チームといたしましては今までの部分は、これから先導役といいますか、そういう形で当初動いてまいりましたので、これから見えてくる実務的な部分がもう担当課のほうにおろす形で進めたほうが、これから先の事業の展開としてはよろしいということで、発展的なという形で記載されていると思います。

以上です。

(矢島) では、お聞きします。この2年間の成果についてお聞かせください。具体的な成果をお聞かせください。

(地域活性化特命チーム課長) 具体的な成果というところでございますけれども、最初に道の駅の部分、こちらの部分に関しましては基本計画、こちらのほうを策定というところに今年度、29年度取りかかっております。当然その中で道の駅の整備に当たって整備コンセプトですとか盛り込むべき機能、こういったものを委託業者に調べさせ、かつ打ち合わせ等をしながらその辺を基本計画に進めているという状況になります。また、関係機関、国道事務所ですとか農林振興センターとか、そういったところがございますけれども、そちらのほうと道の駅の場所等についてその中で法適合性、そういったものを諸条件として検討してきたという形になります。

続きまして、コウノトリ、こちらのほうなのですけれども、こちらもやはり適地選定という形でコウノトリの飼育に適する候補地等を検討し、かつ検討候補地の中から適したところというものを探すという作業を行いつつ、また先ほど来申し上げておりますが、IPP M-O W Sというコウノトリの飼育の団体のほうに加入いたしまして、こちらのほうとこれからの飼育、放鳥に向けての作業、こういったものに道筋をつけているという形になります。

そして、病院のほうでございますけれども、こちら誘致に向け病院候補地の諸条件、先ほど竹田委員のお話にもありましたけれども、そういったものを調査し誘致する場所等の検討をしてきたというところになります。

以上です。

(矢島) 今挙げられました成果の中で、特命チームだからできた、特命チームでなければできなかったという項目についてお聞かせください。

(地域活性化特命チーム課長) 特命チームだからできたというところでございますけれども、やはり担当課の中の一ポジションというよりは特命チームということで3つの事業、特出しでこれだけの人数を、3人、29の場合は4人でしたけれども、4人、3人という形で人員配置してい

ただきましたので、その分がやはり兼務といいますか、そういったものよりも進みぐあい等早かったと思われます。

以上です。

(矢島) チームを組んだからできたかどうかというよりも、3人、4人で担当していたわけですから、それぞれが1人ずつ、1人の部門に入って、それを専属でその部署でやることも可能なわけで、それだとできない、チームでないとできないということは何ですかというふうに聞いたつもりだったのですけれども、お答えください。

(地域活性化特命チーム参与) それでは、お答えします。

国、県、それから関係機関等出向くときには1人で、例えば病院候補地というのはちょっと別ですけれども、ほかの機関等行く場合には1人が全責任をやるということではなくて、それはチームでやるというような姿勢でやっておりますので、国道事務所に行くにも1人で行くとかということではなくて、チームの中で、担当ということではありません、全員が同じようなことを共有できるように、それぞれ2名ないしコンビを組んでやっておりますので、そういうことでやはり特出しやった場合にはいろんな機関との調整もありますので、そういうところはやはりチームでないとできなかつたというふうな形になっています。

(矢島) この議論ばかりしていてもしようがないのですけれども、2年間で1億円で、先ほども何ができたのかというお話ししていただきましたけれども、では費用対効果どのように評価をしているのか、率直にお聞かせください。

(地域活性化特命チーム参与) 評価といいますか、道筋をつくるに当たって、コウノトリについてはI P P M、O W Sにまずは入会するとか、それから国の他の野田市ですとか、いろんな関東のところと連携して、文化庁ですとか環境省ですとかに行って、どういうふうにやったらいいのかという下地をつくってこられたかなど。それから、道の駅についても大宮国道事務所とも大分接点ができまして、大分情報交換をしていただけるようにはなって、それから病院については基金ができたということで交渉材料としてはいいのかなというところで、ちょっとどことどこ

というのはまだ言えない状況ですけれども、そういう面では特命チームで2年間、短かったですけれども、ある程度の道筋をつくれたかなというふうに評価しています。

(矢島) どうしても理解できないのですけれども、なぜ特命チームでなければならなかったのかということと、それぞれの3つの部署に人を1人ずつ配置してもこれができたのではないかな、おまえそこにいないからわからないだろうと言われてしまうとそれまでなのですけれども、国道事務所に行くのに1人でとかって、そういう次元の話をしているのではなくて、仕事として組織としてできたのではないかな。1億円という金額とできたもののボリュームを比較したときに、果たしてこの地域活性化特命チームというのが有効に機能したのかな。発展的というのは、発展をしたから解消したというのも言えるかもしれないですけれども、発展しなかったからもとに戻そうではないですけれども、チームを解消するというのも考えられるのではないかなと思って、もちろん発展しなかったとは言えないでしょうけれども、どうも1億円と成果を比較したときに自分たちで評価をするときにプラスの評価をし過ぎているのではないかな。できなかったことはできない、素直にお話しされてもいいのではないかなとも言いましたけれども、多分ないと言うのでしょうか。これ以上伺いませんけれども、今後各担当でそれぞれ3つの事業をやっていくわけですけれども、特に力を入れて申し送りをしている事項、それぞれの3つの事業についてお答えを下さい。

(地域活性化特命チーム参与) まず、病院誘致としましては、それから相手方を含めて今までこういう経過をとってきたかというのは特に力を入れて引き継ぎをします。それから、道の駅については基本計画を策定、最終年度になりますので、これはやはり面積等をきちんとした形で決めていく。それから、その後の管理運営計画というのは次の段階にいきますので、そちらがやはりJAですとか地元の市民の方たちのご意見を聞くとか、そういう形になってきますので、そういうところを重点に引き継ぎをします。それから、コウノトリについては飼う場所をまず新年度早々に決めていただいて、それを発表できるような形で次のケージの設

計等に入る予定でございますので、それについて引き継ぎをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

(矢島) では、次に行きます。

59ページ、19款前年度繰越金についてお尋ねをいたします。鴻創会では、年度内の事業の確定に伴って減額補正を行うべきだと、いたずらにと言ったら言い過ぎですけれども、繰り越すべきではないというふうに言ってきました。12月の定例会においても補正予算のときに私は賛成討論をさせていただきましたけれども、事業確定に伴う減額補正をしたことによって台風被害にその費用が充てられたということで評価をしていますというような賛成討論をさせていただきましたけれども、その賛成討論を覚えている範囲で結構なのですけれども、どのように評価したのかまらずお聞きします。

(財政課長) 賛成討論の中で確定した事業費については早目に更正減をかけることによって必要な経費、それ以外の事業費に充てるのだということで補正予算を組ませていただいております。できないものについては、例えば工事の請負費なんかで工期がございます。年度末の3月ぐらいまでの工期のものについては、入札執行で実際工事の完了まで変更契約とか見込まれるという中で、なかなか事業費が落とせないというものも中にはございます。そういった中で事業の選択、選別をして、落とせる経費についてはヒアリングを通して今後も執行残として予算のほうに計上して、有効な財源として活用していくような財政の運営上の執行はしていきたいというふうには考えております。

(矢島) 事業が確定したものについて減額補正をするのだと、執行残はできるだけ残さないと、執行残があるということはそれだけ塩漬の期間が長くなる、会計単年度主義についての抵触するのではないとか、いろいろなことを私申し上げさせてもらいましたけれども、それについての見解はどうなのかなということをお聞きしたかったですけれども、お願いします。

(財政課長) おっしゃっていることは、当該事業年度内にもし仮に執行

残、不用な金額がもし出たとすれば、単年度の会計の中で有効に活用すべきではないかというご意見かと思えます。実際に各課に予算執行上配当して割り当てているわけでございますけれども、実際には先ほども申し上げましたけれども、やはり事業費として確定を見るものが物の性質によっては、例えば扶助費に要するような経費の場合には、一つの例を挙げるとインフルエンザ等が大流行すると当然それに係る医療費等は発生するわけです。例えば現時点で秋口まで仮に医療費が少なかったとしても、その後の変更等もございますので、そういったことまで見越していくとなかなかそれをあらかじめ不用額としてみなして執行残として出すというのは、年度内の予算執行については非常に難しいのではないかとこのように考えています。

（矢島）私の質問の仕方が多分悪かったのだと思うのですがけれども、では我々が考えている事業が確定したものについては、減額補正を年度内で積極的にやっていくのだよということに対する考え方というのはどうこのように評価をしますか。

（財政課長）委員さんおっしゃるとおり、当然ながら事業費として確定したものについては、やはり次の有効な財源として活用すべきだと思いますので、早目に補正で減できるものは減をして、その財源を有効な事業のほうに活用すべきだこのように考えております。

（矢島）それで平成29年度、積極的に減額補正をしてきましたか。

（財政課長）補正予算の編成に当たりましては、当然ながら事業執行課のほうから予算要求、増の要求もあれば、減の要求もございます。そういった中で精査をさせていただいた結果として、やるべきものについてはきちんと減額あるいは追加の補正をさせていただいたこのように認識しております。

（矢島）積極的に減額の補正に取り組んでくれているのかなと私たちは勝手に思ったわけですがけれども、平成30年度予算ですと翌年度繰越金が7億円、前年度と同様ということは、余り積極的に減額補正は考えていないのかな、どうして同じ金額なのかな。もし積極的に減額補正をするのだったら、幾ばくかでも前年度よりは繰越金が下がるのかなと思った

のですけれども、見解を伺います。

（財政課長）繰越金につきましては、最終的に純繰越金として出る金額としましては、平成29年度ですと例えば15億円、28年度ですと17億円、その前の27年度ですと16億円ということで、決算ベースで見ると10億円以上の繰越金が出ているというのが現状でございます。ただ、当初予算編成時におきましては予算通年主義の考え方から、やはり歳入については厳し目に見る、きつ目に見る、それと通年で見たときに余り増減を発生させないような予算編成をするという考え方の中で、不用額を出す出さないとかではなくて、前年度と同額としたところでございます。

（矢島）次に移ります。

67ページ、下から12行目ぐらいの現金動産総合保険料、まずこの保険の中身についてお聞かせください。

（会計課副参事）こちらについてですが、内容としましては幾つかありますが、主に資金移動に対する公金を取り扱って郵送しているものに対する保険になります。基本的に公金、そのほかには通常は各部署で現金等を取り扱って領収した場合、それを金融機関に納めなくてはいけない間の現金に対して、何か事故が起きた場合に保険を掛けておかなければいけないのです。そういったものを会計課のほうで把握をしまして、毎日幾ら現金を移動させているのかというのをつけておまして、それを総合的に1年間足した分で保険料というのを支払っています。ごめんなさい。また戻るのですけれども、その中身の中で一番大きいものは資金移動にかかる現金でして、指定金融機関の埼玉りそなにうちのほうはメインのお金を預けているのですけれども、郵便局のほうにお客様が納税したりといったお金が振り込まれます。今現在は、郵便局から自動的に埼玉りそな銀行に振りかえてくれるというサービスがございませんので、今は小切手で会計課が管理者とともに人の手を伝って埼玉りそなのほうに持っていくという作業を月に2回ほどやっております。そういったものが郵便局で取り扱う金額が大きければ大きいほど1回に郵送する金額が何千万単位だったり、何億だったりということで、小切手を取り扱って郵送していますので、それに対する保険を掛けている内容になっ

ております。

本来はこの保険料というのは歳出のほうで組まれているべきものなのですけれども、これはなぜ歳入のほうにあるのかというと、そのうちの市の会計分と上下水道の分というのを会計課のほうで一括して納めているのです。その分のうちの歳入の分については、上下水道の分ということで1年おくれで精算したものを上下水道の分は案分をかけて幾ら分でしたので、こちらの歳入に入れてくださいということで1年おくれで歳入として取り扱っているのが歳入のほうに組まれている内容です。ですので、歳出のほうで組まれている総合保険料というのは3つの、3つというか、上下水道も含めた、市分を含めた保険料をまず1年分納めて、翌年精算し終わった後に歳入のほうで上下水道の分を受け入れているという予算の組み方をしております。

以上です。

（矢島）わかりました。保険金があらかじめわかるのかなと思ったものですから、先ほどの説明も上下水道の話も出たので、自分ではよく理解できなかったのですけれども、わかりました。歳出のほうでまた聞きますので、よろしくお願いします。

以上です。

（中野）質問先だったので、矢島さんの質問を聞いていて、例の特命チーム、これはどう考えても発展的解消というけれども、今この段階でなぜ分けて、例えばコウノトリが環境経済のほうへ行くとか分かれるでしょう。それは、先ほどの参与の説明だと1人で行く、2人で行く、そういう次元ではないにせよ、チームのほう動きやすいということを行っている中でまだ目鼻が立っていないのです、はっきり言って。なのに何で解散しなければいけないかという理由が矢島委員の質疑のやりとりでますます疑義が深まって、何でこの時期に解散しなければいけないのだというのがあるので、もう一度その点について。だって、例えば環境経済へ行って、環境経済のある課に入って、それでどうやれるのか。専属ではなくなるわけでしょう、今度はその人は。やり方とすれば。当然環境経済なら環境経済の課の中で動くって、コウノトリで全員は三、四人

で動くということでないでしょう。それがよく見えないので、なぜ今の時期に解散しなければいけないのか。しかも、それが発展的解消というふうには言うのは、だって事業として目鼻が立っていないではないですか。

病院だってそうでしょう。病院の総合病院だって、以前振り返ってみれば、2階のあそこの出っ張ったところへ、あそこにちゃんとプロジェクトできていたのです。しかし、正直言って今回いろんな事情があったにせよ、あの病院のときの問題だって結局だめになったわけでしょう。いろいろ理由はあったにせよ。そういうものを二度と同じ轍を踏まないというふうに考えるのが普通ですよ。なのに、しつこいようだけれども、何でもこういう時期に解散するのか、よくわかりません。それは、だって、本会議で市長に聞けばよかったけれども、きょうは市長来ていないから何とも言えないけれども、この発想はどこから出たのか。当然トップダウンだと私は思っているのです。それを別に何か聞いていますか、企画部長として。

（企画部長兼川里支所長）当然最初に特命チームをつくったときというのが、今委員がおっしゃったとおり、一回病院にしてみれば方向性が変わると、白紙に戻った中でまたスタートと。とにかく一番は市長の考えをダイレクトに受ける受け皿をまずつくりましょうよと、それでないとなかなか税金の徴収だとか、決まったものを行っている業務でありませんので、相手もいることですし、やはり市長に一番身近なところに、副市長直下型においてまず組織をつくりましたと。2年間やってきた中で、先ほど中島参与が申し上げましたように、一定の方向性が見えてきているというのは事実です。議員皆様が果実がないではないか、具体的なこういう産物がないではないかというご指摘がありますけれども、一方で例えばコウノトリにしてみれば設計が始まって、あとは順次手続を所定の方向で進めていけば飼えるであろうと、そういう問題も出てきている。医療の関係においても基本的には前回のとは違う方法で病院の誘致のほうの形で動いてきていて、あとは相手方がどういう形で参画してくるのか、県のほうの計画を待った中で、当然今度は健康づくり課のほうで地

域医療のほうとの連携も必要になってくると。そうすると、特命チームの中で3つの事業がある程度見えてきたのであれば、本来所管すべきところに戻したほうが今後スムーズに進むのではないかと、こういう考え方で今回特命チームのほうを分けてやらせていただいていると、そういう考え方のもとに組織がえしてということになるかと思います。

(中野) 聞いても私は今この段階で何で発展的解消、言ってみれば解散だよ、ますますわからなかった。というのは、やっぱり特命チームをつくった以上、病院一つとってみても候補地が複数あって、しかも県の第7次地域保健医療計画との関係もあってというまだ幾つも課題があるのです。そういうものを候補地数カ所選定しましたと、あとは県の地域医療総合計画との関係です。これで特命チームの使命が終わったのか、とても私はそう思わない。道の駅だってそうではないですか。道の駅だって、私から言わせてもらえば道半ばまでいっていないと思う、はっきり言って。本当にこれが実現するのかどうか疑問です。そういう中で専属、専門でやっていたところが解散するということについて、一方では、言葉は悪いですが、やる気ないのではないかと、もう見通しないのではないかとというふうにしかとれないのだ、私なんかは。

そういうことからいうと、私は少なくとも地域活性化特命チーム、これは継続して、引き続き少なくとも実現の目鼻がついたところまでやるのが私は本来プロジェクトチームだと思っています。本来プロジェクトチームの位置づけというのはそういうものです。いや、地域活性化特命チームとプロジェクトチームは違うと、それは違わないのです。プロジェクトチームなのです。3つの事業を持っているということだけは事実だけれども。そういう意味で、私ははっきり言ってこれ以上の答えは出ないと思うけれども、解散すること自体私は本来おかしいということを一言申し上げておきます。

それから次に、私が聞き漏らしたのですが、65ページの中で一般コミュニティ事業助成金の中で、先ほど説明の中では吹上団地町内会ともう一つ町内会を言った、聞き落としたのですが、ちょっとその点もう一回お聞かせいただけますか。

(自治文化課長) 吹上団地町内会と、それから富永町町内会でございます。

以上でございます。

(中野) これ私詳しくないので聞くのですが、500万円ですよ、これ。諸収入として500万円。今言ったこれはどういう形で収入として上がってくるのですか。500万円ということですが、今2つの町内会を言ったのですけれども。

(自治文化課長) お答えいたします。

まず、定額といたしまして上限額が250万円になります。この250万円を超える分につきましては、各町内会なり自治会なりが負担をするというような形ですので、基本的にはどこの町内会さんも250万円を若干超えるような形での事業費整備等を事前にご要望なさってまいります。具体的な内容ということによろしいでしょうか。現在要望の段階でございますけれども、まず吹上団地町内会さんにつきましてはお祭りやイベント会場等で使うものを整備したいというご要望があがっております。その中でテントであったり、締め太鼓であったり、カーリングの一種のカーレットというものがあるのですけれども、そういったものをそろえたいと。あるいは、吹上団地自治会のほうで……町内会で……

(中野) だって、今説明したのって歳出ではないの。

(自治文化課長) 歳出です。

(中野) 歳入がわからないのです、意味が。歳出は使い道だからわかるのです。歳入で計上されているから、500万円。それがわからないのだ、意味が。

(自治文化課長) 大変失礼をいたしました。まず、歳入のものにつきましては、一般財団法人自治総合センターというところが宝くじの社会貢献広報事業ということで、地域コミュニティ活動の促進あるいは地域の連帯による自治意識の向上を目的に、市町村を通じて助成をするというような形になっております。

(中野) わかりました。そうすると、これは違うかな、担当課が。市町村振興協会市町村交付金とあるではない。サマージャンボ等々のやつ。

これというのは、さっき説明あった一般コミュニティ事業の助成金についても宝くじ関係、一言で言って、収入の一つとして。そうすると、この違いは何なのですか。コミュニティ事業助成金というのと、それから市町村振興協会市町村交付金、この違いは何なのですか。同じ宝くじというのを入っていました。収入の分入ってくるところが。

（財政課長）市町村振興協会の市町村交付金ですけれども、こちらにつきましては同じジャンボでもジャンボの宝くじの中のサマーと旧オータム、今ハロウィンジャンボというふうに名前が変わっておりますけれども、そちらの販売の収益のほうから各県に人口割等で振り分けられるものです。用途としましては、地方財政法上で文化の振興にということで、市としては文化的な事業のほうに財源的には充当しているというものになっています。

（中野）すると、こっちのコミュニティというのは今のような説明からすると、どういう説明が必要なのですか。

（自治文化課長）先ほどの宝くじのほうにつきましては、一律人口割であったり、そういった形での配分ということになっておりますので、これにつきましては事業を実施するところに対して採択を行って助成をするという違いがあると認識しております。

（野本）まず、55ページの財政課の駐車場貸付料というのが先ほど説明がありました。これは、エルミこうのすの方々の駐車料金ということでしたけれども、具体的にはこれはあそこは何台というふうに決まっているのですか。定員というか、車の台数。

（財政課長）屋上の駐車場につきましては、区画の数が76区画ということになっております。

（野本）76区画ですと、これはこの数字から計算するとちょっと多いのではないかなというふうに思ったのですが、詳細を教えてください。

（財政課長）エルミの分としまして、積算上は900万円を見込んでおります。それ以外に職員等に対する駐車場の貸付料ということで566万7,000円を見込んで、合計で1,466万7,000円ということで見込んでおります。

以上でございます。

（野本） そうすると、76区画、これは月1万円ですよ。12カ月で12万円掛ける76というのが900万円というふうに見て。

（財政課長） 今回の予算上では、75台分ということで12カ月掛けて1万円ということで、合計900万円ということで積算させていただいております。常に76区画が埋まっている状態ではございませんで、例えば73とか74とかと減ったり、あるいは逆にまた申し込みがあつてということで、どうしても過不足が出ますので、今回75台ということで見させていただいております。

（野本） すると、566万円というのは何台分ですか。

（財政課長） こちらにつきましては、職員用の駐車場ということで貸し付けておりまして、職員大体390台程度を12カ月ということで積算しております。月額単価としましては、1,211円ということで積算しております。こちらの金額につきましては、行政財産の目的外使用ということで月額単価を算出しまして、それに台数見込み分を掛けて年額を積算しております。

（野本） 390人の職員が月額1,211円で同じ場所を使っているというふうに理解すればよろしいのですか。置く場所なんかはどのようなになっているのですか。

（財政課長） 場所につきましては、本庁舎と第2駐車ということで、それぞれの、陸上競技場と。

（野本） わかりました。勘違いしていました。エルミのあそこの中に残りの職員がというふうに私ちょっと勘違いしてしまいましたので。それはわかりました。そこがこんがらがっておりました。

次に、57ページのほうに行きまして、地域活性化特命チームの、これはコウノトリの里づくり寄附金と、これは直接このことというわけではないのですが、先ほどの矢島委員の質問に関連しまして伺いたいと思っておりますが、私たちは会派でこの特命チームが立ち上がる当初、我々も一生懸命理解していこうということで特命チームの皆様にはヒアリングもさせていただき、我々も調査をし、それで会派の中でも報告したり、話し合

いをしたりして、議会報告会を開いて市民にも説明をしてきました。今年度、そのときに我々が理解していたのは、先ほど中野委員もお話しされていたかと思えますけれども、特命チームは道筋をつけて、運営の段階で各課に引き渡していく、その引き渡す際には特命チームのメンバーもそこに入って一緒にやっていくというふうに我々理解をしてきたわけですけれども、そのためにこの後この部分をまた市民に説明するに当たってどう説明をすべきなのか、参考までに市民にこういうふうに説明してほしいという言葉をいただければと思います。

（地域活性化特命チーム課長）要はそれぞれ3つの課に担当という形で置くというふうに明記されております。ですので、当然担当ですから1名以上、1名ということはないとは、人事なので私は何とも言えないのですけれども、担当ですから兼務というのはおかしいので、やはり専従の担当者がつくと私は理解しておりますので、その専従の担当が、野本委員言われたように、我々の中から行くのか、またかわってしまうのか、その辺もちょっとわかりませんが、今まで3つを、逆に言いますと数名で見ていたものがそれぞれの課の、もともとの所属課のほうに戻って、それで担当も新たに新設されると、どこかの担当が兼務するわけではないという形になりますので、決してレベルダウンするわけなく、担当として置かれて、逆に専任にその担当の仕事として進んでいくという形になるという、ちょっと説明としてはあれなのですけれども、担当として進んでいくという形になると思います。

（野本）そうすると、我々の理解から、認識からすれば当然特命チームの方が各セクションに入るというふうにならないと話が合わなくなってくるのではないかなというふうに思います。人事については、もちろんこちら側にはないのでわかりませんが、ただ我々が理解するのは、説明を受けてきたのはそういうことなのかなというふうに思っております。それは今の感想ですが。もう一つは、やっぱりある程度道筋ができたということなのですけれども、ただ、今の状況からはできるともできないとも言えないという道筋なのかなというふうに感じるわけですけれども、そこについてはどうなのでしょう。

(地域活性化特命チーム課長) それぞれの事業がそれぞれの諸条件の中で動いておりまして、できるできないという話になってしまうとなかなかこの先どんな障害物があるかというところもあるので、そこを明言できるかといいますと、できると言い切れれば一番いいでしょうけれども、なかなかそのところはできるように担当を置いて進んでいっているというお答えになってしまうのかなと思います。

以上です。

(野本) 私の認識、やりとりをしてきた中の認識では、特命チーム、私は質疑をヒアリングしたときに、当然できないときの対応も考えていかななくてはだめなのではないですかということを質問したわけです。そして、やっぱり我々の任務はあくまでもできることを目指すというふうにお答えをいただいたのです。2年前なのかな、できたときに。ですから、できるともできないとも言えないという答えは我々はそのときにもっていないのです、それに対しては。だから、特命チームが発展的に解散するとしたら、できるということがそこにあって解散していかなければ、私たちが説明を受けてきたこととはちょっと違うことになるのではないかなというふうに思われます。

(地域活性化特命チーム参与) 確かにできるできないということではなくて、できると思って我々はやってきているわけですがけれども、我々から解消するというわけではなくて、こういう状況でこうなりましたよと報告した上でこういう結果になっているわけですから、我々はあくまでもいけるといふようなことで今までは考えておりますので、それはどちらでもないと答えましたけれども、我々はいけると思ってやっているということです。

(野本) この件は終わるのですけれども、その続きは坂本さんが会派の代表として聞くかと思えます。

もう一つ伺わせてください。私、政策総務のことは非常に素人なので、矢島委員が先ほど質問したことがまだちょっと私の中にかみ砕かれないので、財政課の59ページの繰越金のことが、これは今までもそうだったのでしょうけれども、昨年6月の段階にはこの委員会に来たときに予算

がありましたので、初めてこの次の予算をとという部分で、繰越金の7億円という数字の根拠というのはどういうところにあるのでしょうか。私は、素人目にといいますか、一般人として考えれば、繰越金というのは予算の中では科目存置で1,000円とか、そういうものが繰越金の科目なのかなというふうに思うわけですがけれども。

(財政課長) 繰越金につきましては、やはり歳入歳出イコールで決算が出るというのが理想かとは思いますが。ただ、予算を編成するにおいては、先ほども若干触れさせていただきましたけれども、例えば歳入予算については若干厳し目に、例えば10億円で見込めるものを9億円、8億円、要は抑え目に見込む。歳出については、例えば契約できなくては元も子もありませんので、若干余裕を持って多目に見る。そうすると、そこにどうしても歳入歳出の差し引きの開きが出てまいります。そういった中でも先ほど矢島委員さんもおっしゃられたように、もし仮に歳出で不用が出ればそれを減額補正して、次の有効な事業費のほうに充てるという考え方、当然これはごもっともな考え方だと思います。そういった中でも、やっぱり決算で見ると、例えば埼玉県におきましても当初予算は5億円を見えています。ただ、実際には多分140億円、150億円という繰越金が出ているという中で、何かの最低限の繰越金を当初予算に計上するというのが他市の予算においても通例となっております。そういった中で鴻巣市においては昨年も7億円、今回30年度も7億円をお願いしておりますけれども、一般的には鴻巣市の場合、過去の予算額を見ていくと5億円から6億円、7億円程度の当初予算の繰越金を計上しているというのが実態となっております。

(野本) 我々の考えている規模が余りにも小さいから1,000円なので、それを市のレベルに置きかえると1,000円が7億円というふうな感覚ということなのではないでしょうか。

(財政課長) ちょっと感覚とかという言葉について、特に私のほうからではないのですが、どうしても予算規模、今回369億円で予算をお願いしておりますけれども、その中で見たときの実質収支、要は実際の純繰越額の規模としては鴻巣市が多いかというところを決して多いわけでもご

ございませんし、一般的な額の繰越金が出ていると。その中で5億円から7億円程度の当初予算で繰越金を見込んでいるという形になっております。

(企画部長兼川里支所長) 先ほど来から補正減をして有効な事業に使うという考えもありますけれども、基本は当初予算で組んで、緊急的なものは補正という位置づけで本来の予算があるわけです。実際に先ほど来からありますけれども、350億円を超える予算の中で仮に執行率が95%で5%出ただけでも15億円以上いってしまうわけです。例えば100円の買物を95円のものを買ってきましたといったときに、5円のおつりが多いのか少ないのかと言われると、適正なある程度の値段でしょうねということになるかと思うのです。実際に矢島委員のほうからも当該年度で使わない予算はほかの事業に回せばいいではないかという、12月に補正減させていただきまされたけれども、例えばその中の補正減して充てた事業というのは緊急的な事業で、例えば今回の台風であったりとか、もしくは医療費なんかで扶助費的なものでどうしても払わなくてはならない、新たな事業を起こして何の事業に使うために回しているわけではないわけです。ですから、そういう予算形態があった中で繰り越しというのは出すわけです。

では、3月の補正のときに余ったやつを全部補正減すればいいではないかという話がありましたよね。すると、補正減していったときに実際にまず補正予算を組んでいるのは、実は1月の頭にはほぼ3月を見込んでつくっているわけです。余りにもぎしぎしでやっていくと、最後になって執行できないという危険もあります。それから、1月、2月になって補正減をしたとしても、本来必要以外のものに充当させて事業ができるかということ、それもありません。そうすると、今回の補正でもありますけれども、財調のほうの取り崩しでやる部分をマイナスして、そこに積み立てるということをやるわけです。ですから、繰越額が小さくなれば、ある面繰り越さないで財調のほうに積んでおけばいいという、そういう理屈にもなってくる。ですから、あくまでも前年繰越金が多いからうまく執行できていないのではないかとか、少ないからどうなのかとい

う議論よりも、やはり一定の予算を組んでいく中では歳出に対して歳入を調整していく中での一つの財源という形でも考えられると。そんな中で理解をしていただければよろしいのではないかというふうに思っています。

（野本）もう少し勉強したいと思います。ただ、ちょっとよくわからないのは予備費と繰り越しの違いというのがよくわからなかったので、予備費としてとればいいのかというふうにも思うわけなのです。それ以上詳しいことは直接聞きますけれども、お願いします。

（財政課長）予備費に関しましては、その事業に要する予算というのがあります。その予算が仮に不足した場合には次の順番としては流用という措置があります。なお、流用する財源もない、要は款項を超えての流用というのはできませんので、その場合には予備費ということで予備費を充用するという行為に出るものでございます。予備費を充てて事業を行うということです。

（坂本）野本さんのやった流れでいくのだけれども、予備費というか、鴻巣はあくまでも今事業別予算で組んでいるのだよね。だから、一つ一つの事業はこれだけの予定ですよと組んで、それはそんなに変動するわけではないのだよね。もし変動するということになれば、それは読みが甘いのだと、計算が違うのだということになってしまうと思うのです。その辺については、余りないと思うのだけれども、あるのか。

（企画部長兼川里支所長）いい例、いい例って失礼ですけれども、一般的に一番事業別で組んで大きく差額が出るのが工事、設計を組んで入札して、入札差金が出てという形が非常に大きいのです。やはり設計ですと決まった単価のもとに積み上げてやりますけれども、実際に入札になると入札結果を見ていただければ、時には相当な余裕を持った入札になる場合もあります。そういったものをその段階で補正減できるかというと、工事をやっていく中では、例えば設計上予定していなかった追加工事が発生したりとか、そういった部分である程度の工事が終わるまではその分を持っていませんと、なかなかぎりぎりですぐ落としてしまうというわけにもいかないというのが現状です。ですので、そういう形で

まず出てくるもの。それから、先ほど来インフルエンザの話もありましたが、生活保護費などがいい例で、本当に毎年同じぐらいの人数なのですけれども、扶助費的に億単位で動いてしまったりとか、医療費の関係なんかも非常にそういうものが出ています。

ですので、よく決算審査等で監査のほうからありますけれども、大きく不用額を出したものとかが、こういったものに関しては今坂本委員がおっしゃったように、計上の的にそもそも計上が正しかったのかとか、何らかの理由で執行ができなくて未執行になってしまった、そういった理由によって適正であったのかどうかという判断はできるかと思います。ですので、そういったものを積み上げてきますと、今まで決算で繰り越しが15億円前後出てくるというのは、やはり350億円ぐらいの規模になってまいりますと予定額に対して5%前後の執行残というのが出るというのは、これはもういたし方ないというか、常識の範囲内なのかなというふうには私も予算を組んでいる中では理解しているつもりです。

（坂本）事業それぞれ特徴があって、この1つの事業はこれで完結するのだとかというふうな形になると思うのです。それはある程度わかるのです。ただし、余ったから、では猶予ができたからこれは繰り越しに回して、毎年こういうふうにやっていくというふうにやって、例えば道路だとか、道路改修だとかというのはやりたいのだけれども、ここまでしか予算をもらえなかったというのがいっぱいあるわけです。その部分にある程度補填していくという形にすれば、そんなに余らさなくてもいいかなと、そういうものも進んでいくと。来年度それは減るわけだから、いいのではないかなと思うのだけれども、それについては。

（企画部長兼川里支所長）確かに道路予算的なものは枠的な予算で、年何億円というある程度の目安をつけております。では、今言ったような形で仮に12月ごろに不用額が出たから、道路予算にことしあと2億円やるねといった10億円を使ったとすると、来年度の部分の予算、本来2億円がまた財源になっていたものがなくなってしまうという、結局尻すばみ的なものにもなっていくことになるわけです。ですので、やはり予算を組んでいく中では一定の歳入がこれだけあるから事業をこれだけやり

ましようというのが大前提です。事業があつて歳入があるのではなくて、あくまでも歳入が立ってから事業を決めていますので、確かに道路予算に関しては私のほうも事業課と調整させていく中では、当初予算で非常に厳し目に、やはり歳入がなかなか見込まれない中では大きな一般財源として道路予算というのがありますので、調整弁的な形でも使わせていただいているのは事実です。ただ、そういう意味ではある程度の繰り越しが9月に出た段階で、日常的にああいう陥没したりとかなんていう予算につけては、9月の補正予算を見ていただくとわかると思うのですけれども、意外と道路予算に手厚くついているというのが実態でございます。ですので、委員のおっしゃるような形を今後も意識しながら、次年度の予算も含めた中で財政運営をしていかないとというふうに考えておりますので、必要なものにつけては補正でもつけていくと、そんな流れで考えていきたいと思ひます。

(坂本) 例へば毎年7億円の繰越金が行く、これは数字的にはいつも同じだということ。見せかけのプラスになっているのではないかという気もするのだけれども、そういうわけではないでしょう。そういう意味ではないよね。だから、見る人が見るといつも予算を組んでこれだけ残っていくよと、繰り越しでこれだけいくのだというのと、それを使ってしまえよと市民感覚で見れば普通そうだと思うのだ。そんな細かいことまでわからないのだから。ある程度それは詰めていくという方向がいいと思うのだけれども。

(企画部長兼川里支所長) 繰り越しの議論というのは、多分何年か前も岡田議員がいらしたときも考え方としてあつたかと思ひます。7億円を繰り越したやつは歳入として見えていますので、結局その歳入部分は歳出側に回っているわけです。ですから、決して7億円をずっと回して、これをでは少なくして事業を膨らませればいいではないかとありますけれども、それは単年度だったらできるかもしれないですけれども、毎年その予算がめぐっていきますので、ある面考え方とすると決してその部分を余計に繰り越しているわけではないというふうに理解していただきたいと思ひます。

(坂本) 感覚の違いがあるので、これはいつになったって議論は追いつかないので、これはもういいと思います。

それでは、ほかのこと、先ほどの駐車場代、ページ55だったっけ、55ページだったかな、土地建物貸付収入、この中で1,465万7,000円とあって、この中の900万円がエルミ分。これは、エルミというのはエルミの駐車場だよ。エルミという、要するに市が持っている駐車場、買った駐車場、あそこの収入ということなのですか。

(財政課長) エルミの東口の駐車場の屋上部分のみが普通財産の扱いになっておりまして、財政課のほうで管理しております。

(坂本) 私ちょっと勘違いしていたけれども、駐車場あるではない、何階建ての。あの部分についてはまた違ったのか。それは違うか。俺勘違いしていた。

(財政課長) 屋上部分のみが。

(坂本) 次、先ほどの特命課のところ。3つ、道の駅と総合病院とコウノトリ、3つをやっている特命チームなのだよ。全部それぞれが違う事業なのだ。それが一遍に解消されるというのは、3つとも同じレベルで進んでいたのかと。総合病院誘致事業に関してはこれだけ進みました、道の駅に対してはこれだけ進みました、コウノトリはこれだけ進みましたというレベルは同じなのか。こっちはうんと言ったけれども、こっちは来ていないといたら、特命チームが足らなかったかな。その辺どう判断している。これは、課長ではなく参与に聞きたい。

(地域活性化特命チーム参与) 3つそれぞれ障害というかあります。例えばコウノトリについては、ある程度進んでいるなというのがあります。もう実施計画までいきます。道の駅については、これは大宮国道と埼玉県との協議の中でちょっとまだもう一回宿題を持って帰ってこいというのがあります。それから、病院については今相手方についても要は県の計画だとか、そういうものを見た上でリアクションが来るというような方向づけになっています。ですから、事業ごとにそれぞれ種目が違います。先ほどおっしゃったように違いますので、どれがおくれてどれがということではなくて、それぞれある程度のレベルで少しずつ進んだのか

なというのは思っています。

（坂本）それぞれ3つの事業に対してプロジェクトチームがあったと。3つ担当していた。いよいよ段階が進んできて、直接、例えば病院なら病院、保健医療に詳しい人がその病院のことについてはこっちが担当したほうがいいよということになって、初めてそういうある程度しながら、でもまだ計画だとか、そういう全体的なことはこっちもかかわるのだよという形で3つのところでそれぞれつながっていて、それで進んでいくのが、活性化の本当の最終的なそこまで行って初めてある程度進んだ段階でやれる、渡せるというのが本当だったと思った。それを今回はそういうものは何もないで、もう今度は2年たってある程度目鼻ついたから解散して、それぞれの部署へ預けるよといったときに、チームリーダーとして、はい、わかりましたと一つ返事だったのかい。

（地域活性化特命チーム参与）二つ返事というよりも解散すること自体は、できたときから短命だというのはあれですけども、2年で解散するかどうかというのは我々自身も聞いていなかった部分がありますので、ただ病院とかについてはもう既に医師会との調整がかなり急務になってきていますので、それはやっぱり健康づくりのほうがあったほうがいいだろうという見解はあります。それから、道の駅については産業立地のほうに行く予定になっていますけれども、地域の開発についてあわせて、県も絡んでいますので、それも一緒にやったほうがいいだろうというのは来ています。コウノトリについては、もともと鳥関係については環境課が所管ということもあって、環境づくりが最終的な、地域の環境をよくしましょうということの大題目がありますので、それは環境課の中で専属の担当をつくってくれるということで理解をしているのですけれども、先ほども言いましたように、どれが進んでとかというのは我々は2年間である程度の下地をつくってきたというのはあるのですけれども、どれが図抜けているとか、どれがおくれているかというのは、おくれているというよりはある程度進んだなというふうに理解しているのですけれども。

（坂本）例えば総合病院は医師会だ何だと、そういう話は担当課のほう

がいいから。では、例えばどこの土地を市が提示するとかとって場合に病院というか、保健のほうを担当している職員にそういう場所までわからないのだ。それをまとめるにはチームの一つの仕事だったのだ。それを今完全にそっちへやってしまって、本当に新たに病院が来たいよといったときにどこを提供できますか。どこが何とか話ができますよというところがあるのならいいけれども、全然出ていないのだ、まだ。我々もそれは一つも聞いていないのだ。そういう段階で目鼻がついたから渡しますと、保健担当のほうに全部回しますよと、それで済む話かどうか。それと、道の駅だってそう。産業立地というのは、あくまでも工業団地なのだ。全く別の問題、道の駅とは。工業団地は工業団地。道の駅は国交省の中で、そういう違いを一緒にあわせて、そこへ特命チームがつかんでいるならまだいいのだ。そういう部分をこっちが受け持ちますよということなら、それをやらないで全部任せて本当にできるのかというのだ。そこは心配なの。だから、せつかくこういう形で道のプロジェクトを市長がやるのだと言って、我々は一生懸命勉強したいよと、市長、一緒に勉強しようよと言ったら、いろいろありますからということで乗ってきてくれなかった、市長は実際には。本当なのだ、これは。俺はこれは本当に思っているのだ。だから、本当にやる気があったのかどうか疑わしくなってしまうのだ、こうなると。やっぱりそれはきちんと担当してきた人たちがここまでやりたかったのだということを出したほうがいいのだ。だけれども、それが無いのでしょうか。ここまではやりたかったというのは何かあるかい、3つの事業で。

（地域活性化特命チーム参与）ここまでやりたかったのは、全てが完結する、完成まではあれですけれども、ある程度の、例えば計画の完成だとか、道の駅は基本計画、まずこれは大宮国道の指導というか、協議の上でこれをつくりなさいよということで基本計画を今つくっています。その完成まではというのも確かにあります。それから、コウノトリについてはこれから域外保全計画、ある程度IPPM-OWSというところに入るというのをできましたので、これは一つの成果かなと思っています。病院については、候補地等について冊子をつくっていますけれど

も、相手方が、これは多分こちらが紹介しなくても相手方がやるケースもありますので、その辺の駆け引きというか、そういう交渉の段階というのもありますので、これについては確かに計画の策定時期がたまたま県の計画がことしになっていきますけれども、それと前後してもう少し計画が長引いていればその計画ができるまでというのはありましたけれども、ある程度病院については相手方がいるものですから、相手方の出方次第というのがありますので、それは例えば健康づくり課とは一部共有していますので、情報共有というの是一緒に動いている部分もありますので、これはある程度県と、それから医師会がキーポイントにこれからなってくると思いますので、そこの辺は健康づくり部と一緒に動いている部分もございますので、そこはここまでやりたかったというのは言えば切りがないのですけれども、ある程度ここまでしかできなかったというほうが多いのですけれども、ある程度渡せる状況にはあるというふうに考えております。

（坂本）道の駅に関して、実際計画書は2年かかるよと言ったのだ。もう一年かかるのだ。29年、30年。30年と31年。

（31年の声あり）

（坂本）31年まで。だから、その計画そのものも……

（30年の声あり）

（坂本）29、30年なのね。もう一年残っているわけだ。その結論が出る前に担当がなくなってしまうのだ。実際にはそれをやってきた。病院だってそうだよ。ことし3月に県の方針が出るのだ。この前に解散してしまうのだ。その段階でもう解散になってしまうのだ。それで本当に自分たちがやってきたことを役目を果たしたのかと、そう判断できるのか。4人ぐらいのチームを引っ張ってきた参与がそのまま、ああ、そうですか、わかりましたと本当にそれで済んできたのかどうか、それではちょっと意識が薄いのではないかなと私は思うのだけれども、これ最後の質問にするから、しっかり答えてください。

（地域活性化特命チーム参与）漢字も知らない参与ですから、意識も薄いということもありますけれども、こればかりは私が人事するわけでも

ありませんから、悔しいとは、それは心残りはありますけれども、それはきっちり引き継ぎをして、次に発展させるようにというのは、それはしっかりやるということになりますので、それはそれで。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後 3 時 2 0 分)



(開議 午後 3 時 3 8 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(竹田) 1つ目は、11ページの地方債です。総額では27億円の今回地方債で、全体予算の中では約7.3%の歳入で見えています。地方債の規模というか、前年度は平成29年度の7回目の補正では6.5%になっているのです。だから、当初から非常に、予算の規模も大きいのですけれども、予算総額に対する割合も多いという予算になると思うのですけれども、これについては地方債を積極的に組むということでやったのかどうか、ちょっとその考え方をお聞かせください。

(財政課長) 予算の規模が369億円ということで膨らんでおります。議案の質疑の中でもありましたけれども、ふえている事業費としては土木費がふえてございます。社会資本整備総合交付金のほうがふえているということで、その事業費の裏側の地方債がふえているという形になっております。

(竹田) ということは、例えばさっき合併特例事業は11本ですという、特例債事業は10本か、というふうにご説明いただきましたけれども、例えばゾーン30整備事業とか、180万円で済むものとか、あと防災行政無線でJアラートに対応したものとか、それから中学校施設改修事業200万円とかいうことでは、わざわざ地方債を組んで高い利子を払うよりもキャッシュを払ったほうがいいのではないかと思う規模のあえて地方債で組んでいるものというのは何なのでしょう。

(財政課長) 今委員さんがおっしゃっていましたが、例えば防災行政無線整備事業債、こちらについては緊急防災・減災事業債という起債のメニューになっております。実際充当率は100%で、交付税も算入が70%とい

うことで、非常に有利な起債になっております。起債の考え方としましては、世代間の公平性を問うということで、要は現役の世代だけではなくて均等に応分の負担をしようという発想もありますので、特に充当率が高くて交付税の算入率の高いもの、こういったものであれば仮に起債額が少額であっても後で後年度に交付税算入がありますので、有利だということで起債をかけてございます。

（竹田）ということは、今回27億3,060万円の地方債で、限度額ですから当然いろいろと変更はあると思うのですけれども、市が単独で持つ分の償還額というのはどのくらいなのか。第4表から出てくる償還額というのは。さっき有利な交付税があると、だけれどもいわゆる裏負担も当然あるわけですから、その部分の償還額というのはどのくらいなのか。

（財政課長）詳細な額は出ておりませんが、例えば27億3,060万円のうちの臨財債と言われているもの、こちらは17億円でございます。こちらは100%算入になります。ですので、単純計算すると27億円から17億円を引いた10億円が仮に起債の一般財源分としたときに、そのうちの7億360万円が合併特例債になってまいります。そうなってくると、今度はその7割がまた交付税算入があるという中で、それ以外の起債のメニューに関しましても20%、70%、50%、全て交付税の算入のある起債を借りてございますので、そういった意味では、計算しておりませんが、例えば8割程度が交付税措置されて、2割が一般財源というような理論計算はできるのかなというふうに思っております。

（竹田）わかりました。基本的には交付税算入分が有利なものという受けとめでよろしいですね。そしたら、そういう中で、では27ページの交付税が前年並みに入りますということで、地方交付税が55億円、特別交付税が2億円になっています。これは、普通交付税の中にはいわゆる合併特例債の分の償還額の7割は交付税で見るということですので、平成30年度の分でいわゆる合併特例債分を単純に当てはめたら幾ら分くらいになるのでしょうか。

（財政課長）普通交付税の算定に当たりましては、30年度の分はこれか

らになります。そういった中で平成29年度の普通交付税上の算定額を参考に申し上げますと、合併特例債償還分が14億7,000万円程度になっております。ですので、恐らくこの額に近い程度の交付税算入はあるものと考えられます。

(竹田) ということは、当初説明の中で平成30年から34年が一番償還の多い時期だというふうにご説明されているわけです。償還が多いということは、逆に言えばそれだけの分が交付税でも入るわけだけれども、さっき言った普通交付税の中の約14億7,000万円、残り分は経常経費も含めたいわゆる交付税だと、経常経費分も含めた交付税というふうなことでの受けとめでいいのでしょうか。そんな単純にはいかないと思いますけれども。

(財政課長) 実際にそんな単純ではなくて、一般的に単位費用と言われている、例えば扶助費ですとか、あるいは消防に要する経費ですとか、一般的な市町村が行うべき事業に要する経費というのが一般的には計上されています。それ以外に合併特例債に見られるように、交付税で算入される公債費分というのがございます。ですので、そういった意味で公債費部分が幾らあるかという約38億円程度、これは平成29年度の普通交付税算定における公債費の算入額ということになります。ですので、先ほど申し上げましたが、14億円ちょっとがそのうちの合併特例債の算入額という形になっております。

(竹田) 非常に普通交付税が基準財政需要額と基準財政収入額との差を基本的に見てくれていて、かつ鴻巣市は交付団体ですから、その差額分と、あと合併特例債分を見るわけですが、では不交付団体だったら、東京都とか、そういう団体だったら、東京都は合併していませんけれども、例えば埼玉県内でいうと戸田市とか三芳とか、そういうところは不交付団体で、もしそういうときに合併した場合には合併特例債分についての交付税というのは入るのでしょうか、入らないのでしょうか。

(財政課長) 基準財政需要額には算入されます。ただし、歳入のほうが超過していますので、結果的には歳出側で見ていただいても歳入超過になっていますので、交付税は交付されないと、結果的に不交付団体とい

うのはそういうことです。

（竹田）ということは、不交付団体が合併をして有利な借金だからといって合併特例事業をいっぱいやったとしても、交付税では入らないから、全部自分たち持ちというふうになるわけ。

（財政課長）交付税でバックされる分というのは、あくまでも交付団体が算入した場合に戻ってくる。不交付団体はもともともらえない中で歳出側で見てもらっていますので、幾ら特例債を活用しようが、結果的に交付税は入ってこないという形になります。

（竹田）わかりました。だから、財政力のあるところはあえて合併する必要もないし、財政的なメリットも何もないということだというのがよくわかりました。

続いて、43ページの自治文化の自衛官募集委託金4万円です。去年は3万円だったのです。平成30年度は1万円ふえるということは、1万円ふえるというのには何か根拠があるのでしょうか。

（自治文化課長）こちらにつきましては、4万円の計上の算出の根拠ですけれども、28年度決算で4万1,000円交付されておりますので、それを一つの目安として4万円の計上を行っております。なお、算定に当たりましては市町村配分額の40%が自衛隊入隊の適齢者人口比、それから35%を自衛官募集事務の実績、それから15%が入隊者数の実績評価ということでございますが、29年度の入隊者数というのは4月に送付される形になりますので、29年の募集で30年度に入隊される方については、ここはまだちょっとわからないもので、算定等が4月の頭ぐらいに国のほうから送付されてくる予定となっております。

（竹田）これは、機関委任事務とか受託事務ですからやらないわけにはいかないというふうに思うのですけれども、実際に大宮にある自衛隊の地方本部というのですか、から来て市民課で名簿を写していくということ、青田刈りも含めたそういう実務というのはやられておられるのでしょうか。

（自治文化課長）政令に定める法定受託事務という形になっておりまして、その政令の法定受託事務の中身の中で市町村における募集事務とい

うところで対象者を閲覧することができる形になっております。ただ、今年度につきまして私ども窓口を通じてそういった申し出等は私どもでは受けておりません。

（竹田）わかりました。今非常に自衛官の人たちも不安な思いでいるというのがある筋から聞きまして、本当に憲法上に明記されたらどうなってしまうのだろうということもありますので、そういう点では鴻巣の人が戦地に行って死ぬことのないように、ぜひ皆さんも、個人の生き方の問題ですけれども、ぜひそのように願っていただきたいなというふうに思います。

あと、私、情報公開制度をたくさんやって、情報開示請求をしているのですけれども、この歳入の中では情報公開で出していただいて、コピー代というのはどこの項目で出ているのかお伺いします。

（財政課長）情報公開のコピー代に限らず、コピーをとった場合の使用料としては複写機等使用料ということで雑入の中に入っております。例えば63ページを開いていただいたときに、財政課の中の一番下から3番目ですか、複写機等使用料というのが出てまいりますけれども、こちらがコピー機等を利用した際にいただく分のお金ということになっております。

（竹田）ちょっと理解が、済みません。

（財政課長）63ページの下から3番目に複写機等使用料というのがございます。今までは、複写機等使用料が各課の分が合算して歳入されておりました。前の予算書の場合には。ところが、今予算のシステムを変えましたので、各課にそれぞれ必要な歳入というのが計上されております。ですので、例えば総務課、65ページなんかでもそれぞれのところに恐らく複写機等使用料というのが出てくるかと思うのですけれども、そういったものがコピー代ということで計上されております。

（竹田）平成30年度から各課に複写機使用料として計上するという形でいいのですか。私、何件も情報開示請求をしているものだから、何千円も払っているのです。だから、そういうふうになるとさっきのと、財政課の複写機等使用料1,000円の科目存置だけになるとどうなのかなとい

うふうに思ったものですから、それは各課に、例えば建設部なら建設部のほうに出るという解釈でいいのかどうか。最終的には会計課のほうに払ってくださいという課もありますよね。そうすると、会計課のほうの収入になっていく部分とあるのではないかなというふうに。だって、窓口を持っていない、会計現金を扱わない課もありますよね。というふうに思っているのですけれども。

（財政課長）現金を扱う扱わないというよりは、その事務をやったときに、仮にコピーをとる必要があってお金をいただくということであれば、仮に歳入予算に計上がされていなくても歳入を受け入れることが可能になっています。ですので、今回科目存置の1,000円なり、あるいは何万円という金額を計上しているところは、通年それなりの金額が歳入されるところがあらかじめ見越して計上しているという形になっております。

（竹田）特命チームのところでも何度も申しわけありません。私、先ほど補正のときに質問させていただいて、第7次の県の地域保健医療計画というので基準病床数と充足の数で127床だというふうに、それで平成30年から32年までの計画が示されているのです。そういう点からいうと、候補地はどこですかと聞いたら、それは答えられませんと言ったけれども、いろんなケースを考えておく必要が私はあると思うのです。だって、例えば都計審をやって用途変更をしなくてはいけなとか、その後農振除外しなくてはいけなとか、権利者の合意がなければいけなとかというふうに考えたら、それだけでも1年、2年たってしまうわけです。土地の購入を含めたときに、土地を確保するという点を考えて。その部分では、特命チームはどこまで、さっき教えられませんかと言ったのだけれども、どこかというのはお聞きしませんけれども、そこら辺まではどこまで進んでいるのかということをお聞きしておきます。

（地域活性化特命チーム課長）やはりおっしゃるとおり、場所によって取得するまでの必要期間、おっしゃるとおり都計審まで変えていかなければ行けない場所になりますと当然その分期間がかかりますので、その場所を手に入れるまでの期間が長くなる場所、逆に言いますとそういう手続がない場所というのも当然考えますので、やはり幾つかケースが想

定されているのを検討したのは事実でございます。なので、どの場所という、要は短期間でやりたいのであればこういう項目の候補地という、期間によって、委員おっしゃるとおり、長い期間の土地が幾らいいといっても、その期間内に間に合わなければ幾ら欲しい土地であってもちょっと厳しいのかなというところはございます。

以上です。

（地域活性化特命チーム参与）補足しますけれども、前回の6次的时候は3年以内の着工、建設という条件で出てきたのです。それが今回の7次で若干変わる可能性もなきにしもあらずということで、計画の決定を待っているということもあるのです。ですから、3年以内の着工をするのであれば開発も含めて着工していればいいのか、開院までいかなくても着工していればいいのかという話ができるかどうか、そこを見ていると。

（竹田）ということは、順天堂大学病院が結構病床を確保するというところまではうまくいったけれども、その後なかなかうまくいかなくて、建設そのものがおくれるよということでこの間ニュースに載っていましたがけれども、そういうことを含めれば県の計画に基づいて、医療審議会もあると思うのですけれども、そういうことではいろんなパターンを想像した土地の候補地はある程度めどがついているということの受けとめでいいのかどうか、これ確認しておきます。

（地域活性化特命チーム課長）その候補地ごとのおおむねの期間といえますか、許可がこれだけあるよというメニューに関しては当然押さえておりますので、この候補地を選べばこういう段取りで進む、この候補地でしたらこういう段取りで進むというところは比較検討の中で我々もその辺法適合性という部分で検討しております。

（竹田）先ほど医師会との相談もあるということで、今度は……ほうに行くというふうになりましたけれども、でもやっぱり一番は土地の部分、いわゆる土地の計画、用途変更も含めた部分でかなり詳しくないと私は非常に難しい側面があるのかなというふうにちょっと思ったものですから、あえてそこを伺っているのですが、そこら辺はちゃんと引き継ぎが

されると。一番は計画になるかどうかというところが一番難しいところなのと、前は上尾中央医科グループが手を挙げなかった、消費税の影響もあると、経済的にも大変ということだったのですけれども、ちょうど今後出てくるのは2020年の建設費をめぐったお金の問題と、それから消費税が来年から10%に上がるという問題と、それからもう一つは2025年問題のいわゆる地域医療にシフトされていく問題も含めれば、決して私は平たんな道ではないというふうにちょっと考えていますが、そういうところで特命チームで頑張っていたいただいた皆さんのこの間の医師会とのいろいろな協議の中で、どんなふうに受けとめておられるかだけ最後伺っておきます。

（地域活性化特命チーム参与）医師会との調整というのは健康づくり部のほうでやって、我々はあくまでも誘致のほうの部分でやって、今後引き継ぎになってその土地なんかについてはこういう条件がついて、ここと相談する、ここの知恵を入れてやるというのを全て細かくやって、もちろんちゃんとした引き継ぎはするわけですがけれども、今でも健康づくり課と一緒に第7次の計画であったり、そういうことについては既に情報共有は行っておりますので、その部分では病院に関しては健康づくりのほうにすんなりいけるというふうに感じています。

（竹田）医師会とのいろんな話し合いは、今度は健康づくりというふうにおっしゃいましたけれども、私、文教福祉にいたときに、野本さんもいらしたときに、市の医師会の理事の皆さんと懇談をさせていただいたときに、万歳という感じを受けましたか。私は、そういう点では医師会は鴻巣に総合病院が来なかった過去の歴史を見てみると、今免許センターのところはどうのという話をしたときに、地元の医師会の協力がどうだったかというところが一番問われるというふうに私は思うのです。ですから、前提に入る前の医師会とのコミュニケーションとか、どうやって医師会の人たちが活躍していただくのか、地域医療をどうやっていただくかというのは本当によく意思疎通しておく必要は、一番そこが大事なかなというふうに思うのです。だから、その点でどうなったのかなというふうにちょっと思うのですが、全然話し合っていないということでは

いのですか。

（地域活性化特命チーム参与）我々自体は直接医師会とは接触していません。

（永沼）25ページ、地方揮発油譲与税とか自動車重量譲与税と前年度予算と同じ予算額になっているわけなのですからけれども、もともとの予算の根拠になる数値というのはどのような計算でなされているのか、これをちょっと教えていただければというふうに思います。

（財政課長）地方揮発油譲与税あるいは自動車重量譲与税、こちらにつきましても例えばガソリンの販売量に対して道路の延長ですとか、市町村の個別に算出をして交付されるものなのですからけれども、過去の決算額あるいは地方財政計画の中で国がどのくらい譲与税系を伸ばすかどうかという、そういう伸び率を見込んだ上で実は算出をしております。このところ、揮発油譲与税につきましても重量譲与税につきましてもほぼほぼ予算額に近い中で推移をしている中で、国の地方財政計画上余り増減がなかったということから前年同額で積算をしております。

（永沼）28年度決算とかを比べても、予算額というのは余り参考にならないということなのですか。例えば28年度決算額の地方揮発油譲与税は9,510万3,000円ということで、こういうのを参考にするわけではないということでしょうか。

（財政課長）当然ながらこの決算額というのは踏まえた上で考えております。そういった中で地方財政計画上で余り増減がない場合であれば、例えば揮発油譲与税ですと28年度決算が9,500万円、27年でいくと9,900万円ということで、いずれも9,000万円台の決算ベースを見込んでおります。また、今年度の予算につきましても若干28年度より少ない感じが入っておりますので、決算上では恐らく9,000万円はクリアできるというふうに見込んでおります。

（永沼）質問したのは、同じ金額ではなくて、微々たるものでも、例えば9,300万円とか、そんなような金額があってもしかりかなとちょっと思ったものですから。あと、自動車重量贈与税については28年度決算が2億3,000万円ですよ。そうすると、2,000万円違うわけですね。これを同

じ数字ではなくて2,200万円だとかしてもいいのかなと思うわけで、その辺はいかがでしょうか。

(財政課長) この辺の譲与税絡みにつきましては、年度間によってやはりばらつきがございます。今の重量譲与税でいきますと、28年度は2億3,000万円台、その前の27年度ですと2億2,700万円台という形で若干のばらつきが出ております。そういった中で市町村の努力によって収入が増減をするというものでは余りないものですから、地方財政計画上でそれなりに大きな増減の見込みがない限りは基本的に決算額を参考にしつつ、前年同額、必ず歳入が確保できる額を確保するという考え方で予算計上のほうはずっとしております。

(永沼) 決算額を参考にしているということによろしいですね。

(財政課長) はい、当然参考にさせていただいております。

(永沼) そうしましたら、今度は57ページをお願いします。これもちょっとささいな質問になるかもしれませんが、上から土地売払収入、ちょっと説明を私聞き漏らしているのかもしれませんが、何か所とかいうのはご説明なさっておりましたっけ。

(財政課長) 財政課のほうで持っています普通財産と言われている部分につきましては、赤道ですとか廃道敷ですとかといったものがほとんどになっております。今回たまたま今年度旧図書館の売却を財政課でやっておりますので、多額の歳入になりますけれども、通常は赤道等の払い下げの申請があった場合にのみ払い下げるという形になっておりますので、金額的に1,000万円程度ありますけれども、基本的には科目存置的な額で1,000万円ということで毎年大体置かせていただいております。ですので、年度の途中で旧図書館のようなものが発生した場合には補正等で歳入のほうを計上させていただいたりという形にしておりますので、現時点ではどこがということで見込んだものではないという形になっております。

(委員長) ほかにございますか。

(なし)

(委員長) それでは、本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします

す。

明日は午前 9 時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

本日は大変お疲れさまでした。

(散会 午後 4 時 1 0 分)